

權威と「理性」と法（一五）

——イギリス法における——

下山 瑛二

一 序論（三卷一号）

二 本論

第一章「世俗的」權威と「理性」論 はしがき

第一節 教皇庁の權威と世俗的權力

序——聖俗二權威とその統合とウェイトの変化——世俗權力の独立と構成

第一款 教皇の裁治權

一 教会の法的權力

二 中世後期における教会の現世の「裁治權」の確立（三卷二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四卷二号、五卷一号、二号）

四 聖俗裁判權競合の前提（六卷一号、二号、七卷一号、二号、八卷一号、二号、九卷一号、二号、本号）

五 教会權力の世俗化と若干の法理論的検討課題（本号及び次号）

第二款 世俗裁判權

第三款 教会世俗裁判權

第四款 聖俗裁判權の競合

第二節 教皇庁の「權威」からの解放と人間社会の自立的「權威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「權威」の問題提起の過程

權威と「理性」と法（一五）

第四節 聖俗裁判権の競合と補完—イギリス法

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

(五) 都市法と教会法(統)

(イ) イギリスの都市の特殊性(統)

(3) ヨーク

前述の「イギリスの司教都市の特徴」の項⁽¹⁾で、課題を設定した如く、ここでは、ヨークという都市を取り上げて、その特徴を検証してみようとするものである。その際、既に考察したところから知りうるように、イギリスの司教都市と言われるものが、大陸の司教都市といわれるものと比較した時、はたして、どの程度、実体的に司教都市としての性格を有するものなのか、もし、有しないとすれば、その原因は何か、という点が第一点として課題になる。第二に、大陸では、都市において、教会支配に反抗してコミュニティが形成されたが、イギリスの第二の都市といわれるヨークにおいて、どの程度、商人層、ひいては、市民層が、新しい「秩序イデオロギー」に基づく法体系の萌芽を形成しえたのであろうか、もし、できなかったならば、その原因は何か、という点が課題にされねばならない。ここでは、この二点に重点をおいて、イギリスの司教都市の特徴、ひいては、イギリスの教会体制の特殊性を眺めておきたい。

ところで、これまで、ヨークを考察対象の一例として取り上げる所以については述べてきたが、ヨーク自体の都市的性格については明示してこなかった。そもそも都市の発展はそれぞれ個性を有するもので、その成立過程を類型的に把握することの困難さは、既に言及している⁽²⁾。そこで、ヨークの「統治構造と法」を取り上げる前に、その考察の前提と

して、ヨークの特殊性を瞥見しておきたい。そのために、まず、ヨークの司教都市としての形成発展過程と、一三世紀までの都市市民層の動向を中心に触れておきたい。

(1) 拙稿、前掲九巻二号八九頁以下。なお前掲八巻二号九〇頁以下で「イギリスの都市の特殊性」に関する課題を提示している。

(2) 拙稿、前掲八巻一号一一〇頁以下。ことに一一三頁以下注(1)参照。

(a) (i) ヨーク司教都市形成の経緯

一見、ヨークは、今日ではカンタベリーと並んで大司教座の存在する宗教的色彩の濃い都市に見えるかも知れないが、その司教都市としての性格づけは、極めて特殊性を帯びたものになっている。換言すれば、大司教座のあることと、都市の形成発展が必ずしも結びつかぬ面のあるところに、その特色を見出す。すなわち、中世のローマ教会の支配の下にあり、かつ、大司教の膝元にありながら、その都市の発展が、必ずしも司教を中心としてなされてこなかったという、極めて特殊なケースをヨークは提供しているものといえよう。

そこでまず、その性格把握のために、中世都市ヨークの形成発展過程の概略に触れておきたい。いま、その過程を時代的に区分して列記するならば以下の如くである。すなわち、

① ローマ時代に軍事的拠点として出発したが、ヨークは、ローマ没落以後停滞し、七世紀頃復活すると共に、城壁をイギリスでは逸早く築いたという。そしてこの頃、ヨークは教会をもつに至ったという。またヴァイキング時代の八世紀頃急速に都市化が進んだ。そして、一〇世紀には、デーン・ロウ地方の首都的役割を演じるまでに至った。⁽¹⁾

② 教会関係から見ると、ヨークはサクソン人の支配下では既に北イングランドにおけるキリスト教布教の中心地に

なっていた。六二五年にヨークに司教座が置かれ、七三四年にはヨークは大司教区に昇格した。⁽²⁾

③ ところで、ノルマン征服前二世紀間に都市ヨークは相当発展したが、ノルマン征服王の攻撃で徹底的に破壊されてしまった。しかし、ノルマン王朝ならびに教会もこの地を重視し、北方イングランドの拠点とした。⁽³⁾ この点は、ヨークの都市としての変遷を見る上で重要なポイントになる。したがって、司教都市ヨークは、イギリスの場合、完全にノルマン、プランタジネット王朝の政策の下に形成されることになったことは留意しておかねばならないだろう。

④ 後述の如く、一応ヨークはヘンリー二世時代に特許状を取得した。⁽⁴⁾

⑤ なお一二世紀における十字軍運動などの煽りを受け、金貸業の中心であったユダヤ人に対して、全国的に諸地方で追放が行われたが、さらにヨークでは、一一九〇年に有名な虐殺が行われた。その都市発展に及ぼした影響は不明であるが、この虐殺騒動の首謀者は、地方的土地保有者である封建貴族であったらしい。⁽⁵⁾ その意味では、商業に携わることが禁止されていたユダヤ人の虐殺・追放は、ユダヤ人金融の債務者である地方貴族に主導され、ユダヤ人金融と結びついた国王とは違って、かかる地方都市においても苛酷を極めたといわれている。尤も、国王は地方貴族と異なってユダヤ人の財力に依存し、保護政策をとっていたが、その必要がなくなり、ユダヤ人保護政策を転換させるに至ったのは一三世紀になってからである。そしてそれが、ユダヤ人にたいする諸制限、ひいてはエドワード一世の一二九〇年の有名なユダヤ人追放措置になったことは周知の如くであるが、しかし、かかる王の政策転換とここでの事件とでは、その内容において次元を異にするものであったことは留意しておきたい。⁽⁶⁾

⑥ 他方、ヨークは、北方の地方交易の中心地を形成していたが、外国貿易が盛んになるのは、一三世紀初めになってからである。⁽⁸⁾ いわば、この時期に内陸都市から沿海都市「広義の意味においてであった。河川航路を通じて海路を利用しえたためである」へと発展していった。

⑦ ヨークは、一三世紀から一四世紀半ばまでの間にその最盛期を迎えた⁽⁹⁾。その間にエドワード三世治世下にステイプル法が制定され、ヨークもステイプル都市になった⁽¹⁰⁾。その間の都市の性格は、なお封建都市にすぎなかったといわれている⁽¹¹⁾。すなわち、経済的には、なお地方都市の性格をもつ地方中心地に過ぎない側面をもつと共に、遠隔地商業で富を得た都市門閥も、なお土地保有に片足をおいていたと言われている⁽¹²⁾。

⑧ 因に、イングランド全般の羊毛貿易の衰退とともに、イギリスの都市は一五世紀には衰退して行く⁽¹³⁾。尤も、この点については論争があり、それまで主流だったこの時期における都市衰退説に異論が存在するようになった。この点はなほ興味深いが、私の能力外であるので、その筋の専門家に委ねたい⁽¹⁴⁾。だが経済の衰退時期にもヨークは地方の中心地であったことは事実であり、政治的都市ヨークの機能は、都市論としては無視しえないが⁽¹⁵⁾、しかし、それにもかかわらず、羊毛貿易や北方地域経済の一般的な地盤低下等によって、ヨークの人口は減少し、その衰退現象を生じたのもまた事実であつたらしい⁽¹⁶⁾。それはともかくとして、総体的にみた都市としての復興は遅れ、一七世紀頃やっと上昇気流にのつたといわれている⁽¹⁷⁾。

(ii) ヨーク市民層の動向

そこで、沿岸都市へと発展する中で、この都市において、商人層市民層がどのようにイニシアティブを獲得したかを次に見ることにする。それは、土地を富とする封建体制の中にあつて、それとは別個の法準則集団を生み出しうる新たな担い手としての都市の商人層が、ここで誕生しえたか否かを瞥見する意図の下に行われるものである。

尤もヨークが沿岸都市として乗り出したといつても、その都市が世界史的観点から見た場合にどのような地位にあつたかという点を念頭におくため、はじめにその点に若干触れておきたい。それは、ここで、聖俗裁判権の競合関係を見る一環として、ヨークの事例を取り上げてはいるが、しかし、当時のヨークは、いかに辺境の都市に過ぎなかったかと

いう点を忘却して、この問題にアプローチするわけにはいかないからである。但し、そのことは、ここでヨークを取り上げる意義を貶めるものではないということも断わっておきたい。

まず世界史的観点と言ったが、正確には当時世界史を形成する基盤は未だ形成されていなかった。尤も、地球規模で、世界史がいつごろから取り上げられうる状態になったかという点は、未だに決着のついていない問題であることも断わっておかねばならないであろう。しかし、それにも関わらず、間歇的ではあるが、商人層が国際的観点で捉えうるようになってくるのは、かなり古い時代からであり、当面の考察時期の段階では、すでに相当に東西交流が盛んであったことが指摘されうる状況になっていた。

そのような状況の下にあって、優れて抜きんでた国力を保持していたのは、当時では中国であった点が出発点になる。⁽¹⁸⁾ 当時ヨーロッパの人口は、一三世紀末に全体でなお一億にも満たない状況であった。そして、その経済力においても、遙かに劣っていたと言われている。ジャック・アタリは、「ヨーロッパの市場経済はまだ東洋の諸帝国の巨大な管理機構にとりついたごく小さな寄生虫にすぎない」とまで極言している。⁽¹⁹⁾ そしてその市場経済も極く局限された範囲にとどまっていた。⁽²⁰⁾ さらに、すぐれて東西の交流を促進した十字軍運動によって、経済力を増したのは、イタリア、とくにヴェネツィアであり、しかも、アルプスの南と北ではその経済力に相違があり、地中海を舞台にした南ヨーロッパが優位に立ち、アルプス以北では、僅にハンザ同盟都市が目立つ位であったことも摘示しておかねばならない。

ところで、かかる鳥瞰図の下において、もとより、イギリスのロンドンもハンザ同盟の一端を担って、すでに東西貿易の一角を形成していたが、それは主として、イギリスが、「羊の国」といわれたように、羊毛という単品商品が国際的には優位に立っていたためであった。⁽²¹⁾ 従って、ヨーロッパの中において、イギリスは羊毛という単品をもって国際市場に臨むいわば周辺国に過ぎず、その中で、人口一万そこそこのヨークが、いかに国際市場経済という観点から見れば、

取るにたらぬ都市に過ぎなかったかということも前提とせねばならないし、そのことは、前にも言及した如く、その商人層の社会的支配力がいかに弱いものであったかということを実に物語るものであった。アルプス以北でも、ヨーロッパの南北を結ぶ交易の中心点を形成し、すでにある程度繁栄していたケルンの場合と比較したとき、すでに、かかる概観的な把握においてさえ、格差のあったことが留意されねばならぬし、この点だけは初めに言及しておきたかった点でもある。したがって、沿海都市として一三世紀初めに乗り出したとしても、ヨークの地位は、当時において微々たる国際都市でしかなかったことを付言しておきたい。

さて、かかる矮小的な都市ヨークでも、イギリスでは、ロンドンに次ぐ都市として現われていたことは繰り返し摘示してきたが、ではそれは、本項の課題であるイギリスの司教都市の特徴を示す上でいかなる意義を有していたのであろうか。

まず前述の如く、国王と地方都市ヨークの関係から見る上で、第一次的に問題になる特許状の点から言及すると、先に触れた如く、ヘンリー二世等の特許状をえて、都市特権の獲得を重ね、都市自治へと向かっていたし、一二一三年には市長が存在したことも知られている。⁽²²⁾ なおまた、少し後のことになるが、一三九六年には、リチャード二世の特許状により、ヨークの都市自治体が州と同格の法的地位をうるに至っている。⁽²³⁾

他方、ヨークの市民層の動きを見てみるに、ヨークにおいて職人ギルドの誕生は早い⁽²⁴⁾が、商人ギルド「ギルド・マーチャント」等は、一二世紀末になってから成立した。⁽²⁵⁾ しかも、職人層は商人層に従属していた。⁽²⁶⁾ したがって、ヨークの商人ギルド等の動きは、先に考察したイギリス一般の動きの枠を出ないように思われる。さらに、イギリスの場合、地方諸都市におけるギルドの力は、経済生活において、大きな相違をもたらす力を持っていなかったといわれている。⁽²⁷⁾ しかも、この当時国際貿易に携わった有力な商人群は、外国人であったことは既に言及している。⁽²⁸⁾

- (1) 比較都市史研究会編、前掲「比較都市史の旅」二二四頁以下「第七章 イングランド北部の古都ヨーク——大聖堂と市壁の町」(酒田利夫執筆)「ヨークの歴史——ノルマン征服まで」。Nicholas, op. cit., [Growth], p. 63.
- (2) ムアマン、前掲六三〇—一頁「年表」参照。

ヨークにおける教会活動の変遷過程について、留意すべき点を列記すれば、以下の如くである。

 - ① 「ヨーク管区は七三四年にカンタベリー管区から独立した。」ムアマン、前掲五〇頁。
 - ② 「彼(エグバード)は七三二年から七三四年に大司教となった。」「またヨーク管区はこれ以後も一つの管区であり続けた。」ムアマン、前掲六五頁。
 - ③ なお比較都市史研究会編、前掲二二六頁以下は、次の如く提示している。すなわち、ローマ教会は北イングランドの中心地として重視し、ノルマン人トマスを大司教に任命するとともに、ノルマン王朝も、ヨーロッパの商業の復活とともに大陸との貿易地として発展したという。
 - ④ 一一三三年以後ヘンリー八世までは、「ヨーク司教区はカンバーランドの西海岸からノッティンガムにまで広がっていた。各司教区は二つ以上の助祭長区に分割され、助祭長区はさらに数個の地区助祭長の管轄区に細分されていた。教会の行政機構はこのように整備されたが、問題は行政の任にあった人間にあった。」(傍点筆者)。ムアマン、前掲二二三頁。
- (3) ノルマン征服による破壊について、トレヴェリアン、前掲「イギリス史I」一一七頁。また破壊と再建については、比較都市史研究会編、前掲二二六頁以下参照。ノルマン、プランタジネット王朝の政策の主要点は以下の如くである。
 - ① ノルマンの政策については、ムアマン、前掲八五頁。

(ウィリアムの)「第一の課題は、イングランドの教会の再編であった。」「一〇七〇年、ウィリアムはヨーク大司教にベイユのトマス(Thomas of Bayeux, d. 1100)を任命した。ランフランクは直ちにヨーク大司教位はカンタベリー大司教位の下に位するものであることをトマスに納得させる必要を感じた。」「しかしトマスがランフランクの主張を認めなかったため、両者の間にはしばらく争いが繰り広げられ、最終的にはランフランクが自分で偽造した文書を持ち出すことによって論争に終止符を打った。」「独立を主張するヨーク大司教はイングランド北部に敵対的な別の王国を建て、その君主となる外国人に戴冠する恐れがあるというランフランクの訴えを聞き入れたウィリアムは、トマスに対する不利な決定を支持したのである。」八五頁。
 - ② また、プランタジネット王朝の注目すべき事柄としては、以下の点を挙げうる。すなわち、「リチャードはイングランドの内政にはほとんど関心を示さなかった。十字軍に情熱を燃やし尽くした彼は、一〇年間の治世のうちのわずか四・五か月をイングランド

で過ごただけであった。」一〇九頁。「この間、イングランドの統治は国王の官僚の手に委ねられたが、その多くは司教であり、司教としての職務よりは行政官として国事に対してより大きな関心を抱いていた。」(傍点筆者)。「ヘンリーの庶子ジェフリー・プランタジネット (Geoffrey Plantagenet, d. 1212) は高位聖職者叙階資格に欠けていたにもかかわらず、一四才でリンカーン司教となり、七年後にはヨーク大司教となった。」一一〇頁。

なおヨークの教会について、とくに注目すべき点を挙げれば、以下の如くである。

① まず、ヨーク教会の高位聖職者と世俗権力の関係についてみると、ヘンリー三世時代のヨークの大司教であった者で有力な者にうつらHarding, op. cit., [England in the Thirteen Century] は次の如く摘示している。

「ヘンリー三世治世間のある時期に、イギリスの司教区を支配した七九人の司教の内、四二名が、『行政官であり、かつ、有力者 administrators and magnates』と分類された。その内三分の一はまた『大学出身であり教授』であった。時々曖昧な経緯であるが、国王の奉仕にまで立ち到った。」(傍点筆者) 二二六頁。

その中で、ウォルター・グレイ Walter Gray は、ウォルター司教 (一二一五—一六)、ヨーク大司教 (一二一六—五五) に就任した。そしてヘンリー王が一二四二—三年ガスコーニュにいる間イングランドの摂政を務めた。それ以前に、彼は一二〇五年にジョン王から大法官職 chancellorship を購入していた【拙注。一二〇五—一四年】。二二六頁。また、ウォルター・ギフォード Walter Giffard (一二六六—七九) は、バース・アンド・ウェルズの司教 (一二六四—六)、ヨーク大司教 (一二六六—七九) に就任した。彼はウィルトシャーならびにグロスターシャーにおける土地所有のバロン家出身で、ケンブリッジの諸学校へ進んだことは有名である。彼の父ヒュー・ギフォード Hugh Giffard は、一二四一年に皇太子エドワードと国王の他の王子の会計と領収を保持するため任命された。四半世紀後に、ウォルター自身イーヴシャムの戦いの後に、大法官 chancellor にされた【拙注。一二六五—七】。二二六頁。

尤も、「一二三世紀のヨーク大司教はカンタベリーののために選出されたヨーロッパの声望高い学者とは異なっていた。」「聖ボナベントラの陽の目を見なかった叙任と、その代わりに、バース・アンド・ウェルズからウォルター・ギフォード (一二六六—七九) が代置された場合を別にして、ヨークの選出においては、教皇あるいは国王による干渉はなかった。そして、教会参事会はそれ自身の位階から、長期奉仕の会員を選んだ。」二四八頁。しかし、前述の如く、国事との関連は密であったことは疑いを容れない。

② ヨークの都市の封建的影響について、司教区のそれを看過することができない点について、cf. Nicholas, op. cit., [Growth], p. 208.

「都市領主と定住地の核として機能した司教区の影に多くのシティが起こった。」「教会は、一二世紀を通じて、シティの政治生活のほとんどと挑戦される部分ではなかった。」「このことは若干のイギリスのシティにおいても妥当し続けた。」「ヨーク教会は一二〇〇

年より一三〇〇年により多くの土地を所有していた。「イギリスの教会は『都市における主要な封建的存在』と、いささか誇張されて呼ばれた。」二〇八頁。その点、都市における封建的存在として教会が残存したことは留意しておきたい。cf. Hilton, op. cit., p. 47. 「ヨークにおいては、大司教、聖堂参事会、聖オウガスティンの修道院ならびに多くのより小さな領主が裁判権、市場トール、ならびに、シティ税からの免除を要求」していた。四七頁。そして、一四世紀半ばになっても同様の力は強かった。

なおこの点に関連して「cf. Hilton, op. cit., p. 92.

「初期一四世紀になってまでも、土地所有者と聖職者がコールチェスター政府では商人よりも重要であった。ダラムの都市エリートは、俗人と聖職者行政、とくに聖堂チャプターと連結した俗人と聖職者行政、におけるファミリーから引き出された。」九二頁。そのため、「ヨークの支配階級は一五世紀になっても、第一次的には土地門閥であった。」九二頁。

また、拙稿、前掲九卷二号九七頁以下注(20)の中で言及した如く、司教都市ウインチェスターにおける主たる土地所有者は、教会関係者であった。

(4) 後出注(9)参照。

(5) ユダヤ人虐殺については、佐藤唯行、「英国ユダヤ人——共生をめざした流転の民の苦闘」、講談社選書メチエ、一九九五年、四一頁以下、とくに五二頁以下。なお、Poole, op. cit., pp. 353~4.

(6) 拙稿七卷二号二四一頁以下注(6)、就中、二四四—五頁。

(7) 地方の中心的都市機能をもつ点については、酒田利夫、前掲「イギリス都市史」二三頁。「ノルマン征服以後の都市は、『旧都市』をも含めて、少なくとも地方的な取引の中心市場として機能を果たしていた」という。

また地方におけるヨークの地位については、クラークIIスラック、前掲「変貌するイングランド都市」七一—二頁参照。

「プリストルおよびヨークは、中世初期以来、それぞれイングランド西部および北部の生活の中心地であり、一五〇〇年にイングランドを訪れたあるイタリア人によれば、ロンドンを別として、ただ二つの『イングランド王国における重要な都市』であった」七一—二頁。(プリストル、ヨーク、ノリッジ、エクセター、ニューカッスルの五つの都市は、地方の首都(プロヴィンシャル・キャピタル)と称せられていた。七一—二頁。)[地方の首都は、地方の都市と共通する多くの特徴を有していた。しかし、より小規模な中心地とこれら地方の首都の地位を量的にも質的にも区別していた、三つの決定的な要因があった。すなわち、遠隔地取引および外国貿易における役割、地方の特化した工業との関係、そして、ただロンドンのみがその精巧さにおいてまさる、社会的中心地としての活動であった。』と、いっている。七七頁。

(8) 外国貿易については、中村勝己、『イギリス歴史紀行』、一九九一年、リブポポート、三一頁。「ヨークは一三世紀初めに大陸との交易を始め、商人のギルドが形成された。最も有力なギルドは Fellowship of Mercers and Merchant Adventurers」であった。

また、酒田利夫、前掲「イギリス都市史」二三頁では、前出注(7)で触れた地方の都市について、「さらにその中のいくつかの海港市の場合には、大陸との商業交通の拠点としての機能を果たすことにより、著しい経済的繁栄を示した。例えば、ヨークシャーのヨーク (York) あるいはベヴァリー (Beverley) といった都市は、それぞれウーズ川 (R. Ouse) あるいはハル川 (R. Hull)」、そしてハンバー (R. Humber) という航行可能な河川によって、大陸諸国との商業交通の拠点となり、一二—一四世紀に著しい経済的繁栄を示していたという。」したがって、「内陸都市」と「沿海都市」とを一応区別する必要があると摘示するが、ヨークはその両機能を果たしていたということになる。

なお少し後の時代の状況になるが、クラーク・スラック、前掲「変貌するイングランド都市」の以下の叙述を参考までに紹介しておきたい。

「これらの地方の首都のほとんどに、その広範な地域にたいする影響力を与えたのは、遠隔地取引であった。その地方の産物を送り出し、原材料および消費財を買い入れることによって、それは地方経済のリズムとパターンを決定した。ノリッジやヨークは、それ自体が海港ではなかったとはいえ、その商人は、ヤーマスやハルをつうじてそれぞれ貿易に携わった。」七七—七八頁。「一六世紀をつうじて、ヨークの商人はハルの貿易と海運を支配していた。これら輸入品の販売独占権（一五八一年の特許状によって認められた）を与えられていたヨークのマーチャント・アドヴェンチャラーズ組合の組合員は、ヨークの最も富める人びとの一部をなしていた。」七八頁。

(9) 最盛期については、比較都市史研究会編、前掲二二七頁参照。「ノルマン征服によって一時的に衰退をみせていたヨークの商工業もふたたび発展をはじめ、一二〇〇—一四五〇年に、中世都市ヨークの経済は最盛期をむかえるのである。」

その一時的衰退については、ダイヤー、前掲二〇頁。

「都市衰退が問題となってくると思われるのは、人口および経済の成長が停滞してくる一三〇〇年頃に、この都市化の過程が息切れを起こしてからのことである。」「この時点での都市問題は、主に毛織物工業（の衰退）に関連していた。毛織物工業は、当時ニューカッスル、ヨーク、ベヴァリー、リンカン、スタムフォード、レスター、ノーサンプトン、オックスフォードおよびウインチェスターに集中していたが、これらの都市のほとんどから一三〇〇年頃ないしそれ以降から不況についての不平の声がきかれた。」「しかし、その原因は明白ではなかった。というのも、外国からの競争も、都市から農村への人口流出も、その主要な要因ではなかったようだからである。事態は、述べられているほど悪くはなかった。」二〇頁。しかし、一旦衰退したヨークとリンカンでは、「一四世紀に復活がみられ、ヨークの場合にはきわめてあきらかに成長し、一三七七年にはイングランド最大の地方都市となったのである。」二〇—二一頁。

またNicholas, op. cit., [Growth], p. 179は次の如く摘示する。

「一二〇〇—一四五〇年に、中世都市ヨークの経済は最盛期を迎えるのである。この間、ヨークの都市自治も発展を示したのであり、ヘンリー二世の特許状（一一五〇年から六二年の間に獲得）以来残存する一連の特許状により、さまざまな都市特権を獲得していったことがわかるが、都市自治成立の指標とされる都市収入請負権を獲得した翌一二一三年には市長の存在が知られ、一三九六年のリチャード二世の特許状によって、都市自治体が州と同格の法的地位を獲得している。」比較都市史研究会編、前掲二二七—八頁。尤も、前述の如く、一三〇〇年にヨークは、イギリス第二の大都市であったが、一万人に過ぎなかった。

なお一三世紀に織物工業センターとしても栄えていた点については、cf. Wilkinson, *The Later Middle Ages in England*, 1216-1485, p. 10 et seq. また、Nicholas, op. cit., [Later], p. 49では、「地方市場の動態と機構」に関して言及しているが省略する。

(10) ステイプルについては、Wilkinson, op. cit., pp. 191-2.

なお、当面の考察時期以後に、イギリスの外国貿易にかんして、「ステイプル商人 (Merchant of the Staple)」という範疇が出現してくる。この点は、すでに拙稿、前掲九卷二号七四頁注(23)で言及しているが、本項の課題から逸脱するので、ここではこれ以上立ち入らないことにする。ただかかるシステムはイギリス独自のものであり、それがイギリスの社会発展史に一つの方向性を付与する契機になった点は留意しておきたい。

(11) 結成された「商人ギルド」の性格も、「封建型の商人」のそれであるという説がある。谷和雄、前掲「中世都市とギルド」六八頁以下参照。谷はランバートの研究に依拠し、ヨーク等の都市の「商人ギルド」の支配していた指導的市民の系譜について、「一二世紀末、『商人ギルド』成立の初期において各都市ともセーン (thegn) に出自した一二名の市民を『商人ギルド』の上層会員としてもっていたことが……明らかにされている。」とする。六九頁。(なおおセインについては、拙稿、前掲六卷二号三七頁、四三頁で言及しているが、一二世紀におけるこの概念内容については、騎士概念との関係で不明な点があるので留保したい。拙稿、前掲四六頁参照。ただ、農村の自由土地保有者出身ということの意味しようとするならば理解しうる。)

そして、「商人ギルド」と「職人ギルド」との関係については、一般に「商人ギルド」が優位に立っていた。谷は以下の如く指摘している。すなわち、「羊毛工業関係の諸ギルドの対『商人ギルド』の関係については、ウィンチェスター、オックスフォード、マールボロ、ベヴァリーの四都市に関して、これら四都市の『商人ギルド』がそれぞれ当該都市の織布工、縮絨工に対して公布した諸規定があるが、これらについてみると、これら四都市の織布工、縮絨工は所属都市の市民以外の者のために織布あるいは縮絨すること、所属都市の外でも織物を販売することなどすべて禁止され、また彼等は彼等の生産要具を放棄するまでは自由人 *franke homme* すなわち市民として認められず、したがって売買の自由なく、また市民の保証人となったり市民を告訴したりする法的資格もないことが規定されており、これら諸規定が制定された年代は一二世紀末頃と考えられている」と摘示している。七九頁。

(12) ヨークの人口の集中状況を見てみると、ニコラスは次の如く指摘している。

Nicholas, op. cit., [Growth], p. 181. すなわち、ヨークへの「移住の数字は一三世紀では断片的であった。」「当時におけるヨークへの殆ど移住者はイングランド北部農村地帯からきた。」「一三世紀の都市の性格はなお地方都市的なものに過ぎなかった。」

さらに、ヨークの都市を支配していたものは土地所有者と商人であったが、その点について、「都市エリートの形成と定義」に關し、ニコラスの指摘には次のような叙述が含まれている。すなわち、「土地は、家族の政治的勢力が伝承的になり、かつ数世代にわたって拡張する基盤になった。」「ヨークのセルビー Selby 家族は、一三世紀における遠距離商業において富を形成しそして農村と都市の土地財産を帰属せしめた。」と。二一八頁。

なお、都市の土地所有者の中には教会が含まれていたことについては、前出注(3)参照。

ただ、その最盛期にもヨークは、中央政府の財政的収奪に対応しきれない状況にあっただけは付言しておきたい。Nicholas, op. cit., [Growth], p. 243. 「ヨークのファーム farm [租税上納金]は一三二二年に一六〇ポンドと固定された。しかしシティは当初からそれを満たすことは困難であった。」

(13) なお、ヨークの中世末期における危機については、ダイヤヤーは以下の如く述べている。前掲三〇頁以下参照。すなわち、

「ヨークは、一四二〇年代頃に繁栄の頂点に達したが、一四五〇—一五三〇年間には長期的な衰退に陥ったのであり、一五世紀初期は約一万三〇〇人を数えた人口が、一五〇〇年には約七〇〇〇人に減少した。」三〇頁。「都市の支配者は、しばしば都市貧困の不平を中央政府に訴えたのであり、たとえば一四八七年には、当時ヨークはかつて享受した半数の『善良なる人々』しか有していないと述べている。」三〇頁。(拙注、「善良なる人々」という言葉は、フランス法制史の *boni homines* 「良き衆」、あるいは、*prud'hommes* 「賢人衆」、*boni viri* 「良き衆」と同義で、ゲルマン語系フランス語での「ラシンブル」(ラヒンブルゲン Rachimburgen) と称したものである。「ラシンブル」がさらに後に「参審人 *sacri*」になっていくことについては、既に言及している。拙稿、前掲八巻一号一四七頁以下、注(38)参照。)

さらに、「ヨークの衰退は、期待しうる十分な史料の裏付けがなされている。新市民登録簿 (the rolls of newly admitted Freeman) の分析は、これら自営商工業数の減少を示している。」三〇—三二頁。「すなわち、一四七〇年代に年約八一人を数えた新市民登録数は、一五二〇年代にはわずか五二人に減少してしまい、その後の回復以前におけるあきらかな衰退のどん底期であった。」「新たな市民となった商工業者が従事した職業「構成」は、当該期をたうじて外国貿易商人および毛織物加工業者の減少を示している。」「そして、都市不動産にかんする研究は、この一世紀をたうじて家賃・地代水準が著しく下落したことを明らかにしている。」三二頁。

「この長期的な経済衰退の原因は、ヨークの毛織物工業と外国貿易の問題にあると思われる。」「一四五〇年頃に終わったヨークの経済繁栄は、ヨーク市およびその周辺農村で生産された毛織物の仕上げと流通に基づいていた。」「ヨークの毛織物工業は、ウェス

ト・ライデング (West Riding) の成長しつつあった市場町や農村に奪われてしまったが、そこでは、ヨーク市長が一五六一年に説明しているように、貧しい毛織物仕上工がこれらの牛に草を食ませることができ、より安価な燃料をみつけることができたのである。安価な毛織物は、最小のコストを求めたのである。「多くの毛織物業者の喪失は、かならずしもヨークの毛織物輸出に打撃を与えなかったが、ロンドンとの競争に打ち勝つことは困難であった。」三一頁。

「ヨークはその外国貿易のほとんどを失ったが、この敗北は不可避のものではなかった。というのもエクセターは、かつてヨークが享受したような「毛織物の」仕上げと流通の役割をなんとか維持したからである。」「おそらく、打撃をうけた羊毛取引と全般的な農業不況に関連した、イングランド北東部沿岸地域の一般的な貧困化が、地域の首都としてのヨークの財政的困難の背後に存在したのである。」三二―三三頁。

(14) 衰退論争については、酒田利夫、前掲「イギリス都市史」、四七頁以下、ダイヤー、前掲七頁以下参照。しかし、ここでは、当該時期に困難な陥った大都市の一つの契機に「毛織物工業の都市から農村への流出に帰せられた。」という説の存在したことだけ紹介し、論争の内容の検討は、専門の研究者に委ねたい。七頁。

(15) クラークIIスラック、前掲八三頁。

「それでもヨークはなお地方の首都であり、ノリッジもまた、その工業が衰退した一五二〇―一五七〇年間に於いても、地方の首都でありつづけた。このことは、これらすべての都市の経済的強さの第三の決定的な要因に基づいていた。すなわち、それは、その地域における社会的中心地としての役割である。一六世紀前半においてさえヨークは、他の多くの州都市が一七世紀にやっと獲得しはじめた専門化した商工業サービス業をすべて備えていた。たとえば一五一〇年ヨークの文具商は、一二二冊の礼拝用の本を外から購入しており、また同じヨークの医師、金細工師、競馬そして闘鶏場は、その聖俗双方の裁判所における法務の増大によりヨークにやってくる、増加しつつある地方のジェントルマンにサービスを提供していた。その結果として、他の職業もまた繁栄した。たとえば一五七七年にヨークには、ヨークシャの全宿屋の三分の一が存在した。一六四一年における北部議会の廃止後においてさえ、ヨークは、なおイングランド北部における指導的な社会的中心地であった。少なくともヨークの労働者の七〇パーセントは、その多くが都市を訪れる者による、消費財の需要を充たすような職業に従事していた。」八三頁。

(16) ダイヤー、前掲三一―三二頁。本項前出注(13)参照。

またクラークIIスラック、前掲八一頁参照。

「地方の首都の外国貿易の盛衰は、特化した工業との関連にきわめて依存していたが、ここにおいても、われわれの問題とする時代をつうじて危機や著しい方向転換の時期であった。これらの都市は、すべて中世後期には重要な毛織物工業の中心地であったが、一六世紀前半には当該工業は衰退しつつあった。賃金や他の経費の安価なハリファックス、リーズおよびウェイクフィールド (Wa-

ketield)との競争は、ヨークの一四世紀における毛織物工業の繁栄を徐々に浸蝕した。「一六世紀初頭の三千反から一五六一年にはわずか三十八反にまでおちこんだ。」「しかしながら、ヨークにおいてのみこの後退は決定的であった。ヨークにおいてウーステッド毛布の生産は、一五四三年における保護主義的な法律の制定によって助けられて苦闘を続けたが、後にみるようにヨークの経済復興は、これ以外の産業によらなければならなかった。」八一頁。

(17) ダイヤール、前掲三二頁。

「しかしながら、ヨークは復興した。」「ヨークは、一六六〇年代には地方都市のなかで規模においてイングランド第三位の地位を回復した。」「一五三〇年代には復興の兆しがみられ、北部評議会の設置により真の地方の首都となった一五六一年には、その兆しは明白となった。」

「特にヨークは、娯楽、消費、政治、文化およびスポーツにかんして、小ロンドンをそこにみいだした北部のジェントリを磁石のようにひきつけて、復興したのである。」「再編された経済は、不況の無傷のままでのりきった中世後期の取引の多くに新たな繁栄をもたらした。というのも、大地域中心地としての都市の基本的役割は、その強調点を変えたとはいえ、その本質を変えることはなかったからである。」

(18) 中国の強大さについては、ジャック・アタリ、『歴史の破壊・未来の略奪——キリスト教ヨーロッパの地球支配』、斎藤広信訳、朝日新聞社、一九九四年、一〇四頁参照。

確かな数字はわからないが、当時の人口について、推算したものは、「中国の人口は、一〇〇〇年頃の一億三千万が一三〇〇年頃には二億人に増加し、それからモンゴルの侵攻に伴って一四五〇年頃にはその三分の二に激減している。」一七―一八頁。「ヨーロッパの人口もそれと並行して——一〇〇〇年頃の四千万が一三世紀末には八千万になり——そのあとその半数が一三七八年および一四五〇年のペスト大流行で死んでいる。」一八頁。フランスの人口は、「一三〇〇年頃は二千万に近づくが——シャルル七世の時代にはおよそ一千万に落ち込んでいる。」「一四世紀にはフランスの村の少なくとも十分の一が消失した。」「ドイツでも事情は同じで、一五世紀になっても非常に多くの廃村の跡と、ずっと以前からの荒れ放題の土地が見られる。」一八頁。

そして、一五世紀後半から人口は回復に向かう。すなわち、「一四四〇年と一五六〇年の間にヨーロッパの人口は二倍になるが、各国の人口も同じく飛躍的に増大する。」一九頁。しかし、それでも、「一四九二年には、フランスではおよそ千七百万、ドイツでは一千万、スペインでは八百万、イタリアでは七百万、イギリスでは四百万、オランダでは二百万足らずの人々が生活している。」一九頁。

(19) ジャック・アタリ、前掲七六頁。

(20) アタリ、同前。「ヨーロッパの市場を特徴づける貨幣の取り決めはまたイタリアとフランドル、スペインとドイツのいくつかの都

市の商人間の取引に限られている。」

- (21) 拙稿、前掲八卷二号一〇三頁、一一七頁注(13)参照。
- (22) 比較都市研究会編、前掲二二七―八頁。
- (23) 一三九六年に、リチャード二世の特許状で都市自治体が州と同格の法的地位をうるにいたったことについては、比較都市研究会編、前掲二二七―八頁。Nicholas, op. cit., [Later], p. 93.
- (24) Nicholas, op. cit., [Growth], pp. 135, 136. 一二世紀に都市の成長と共に、「職人ギルド」が出現する。「イングランドは一二世紀に有意の織物布工業を發展させつつあった。そして殆どの有力な都市は一ないしそれ以上の織物職人ギルドをもった。」「一一三〇年までに国王は、ロンドンの織物職人ギルドとパンギルドから、ウィンチェスターで織物職人ギルドと水車ギルドから、ヨーク、ノッチンガム、ハチンドン、ならびにリンカーンの織物職人ギルドから、そして、オックスフォードの織物職人ギルドとゴルドヴァ革製造職人ギルドから、定額貢租 *tes* を徴収した。」「一三五頁。また、「ヨークは、手袋製造職人 *glovers*、(男子用) 洋品製造職人 *hosiers*、鞍製造職人 *saddlers*、なめし革仕上職人の *curriers* のギルドをもっていた。」「一三六頁。なお、「職人ギルド」に関しては、初期のものはナンに包まれているという。cf. Hilton, op. cit., p. 69. ヨークのギルドの記載は、一一七九―一一八〇年のパイプ・ロールに織物工ギルドによって支払われた記録があるという。op. cit., p. 70. ギルドの存在の論拠としては、国王の徴税関係などから知りうるものが多い。cf. Nicholas, op. cit., [Growth], pp. 135-6. cf. Bolton, op. cit., pp. 156-7. 谷和雄、前掲七九頁参照。
- 同様の指摘がヒルトンによってもなされている。Hilton, op. cit., p. 69. 「若干の極めて初期のイングランドにおける職人ギルドは、難解なものを呈示している。それらの存在の最初の証拠は、一一三〇年の最初期の財務府記録に始まる、王の財務府の文書に見出される。」六九頁。
- (25) 商人ギルドについては、前出注(11)参照。さらに、谷和雄、前掲六八頁以下参照。
- (26) Nicholas, op. cit., [Growth], p. 176. 「都市工業の成長にも拘わらず、大きな富を何人も製造業では単独につくりえなかった。それは常に商業に接していた。というのは、シティは輸入に依存していたためである。食品と、製造に必要な羊毛、皮革、ならびに、金屬のような原料がそれであった。」「より大きくシティがなればなるほど、より富はそれらを供給する際に作られた。ゲントの織物業者が織物をヨークに売りに行きえないように、ゲントで輸出用の織布で用いられる繊細な羊毛を購入するためにヨークシャーへ旅行できなかった。」「一七六頁。
- (27) クラバム、前掲「上」一九四頁。また、二一四―一五頁参照。そこでは、ヨークとノリッジが例として挙げられている。なお、イギリスの都市における商人ギルドの弱体の例示として、クラバムは次のように述べている。すなわち、

「もしも都市がギルドの正式認可なしにその独占権を行使するほど古かったか十分強かったならば、都市はそれを行使した。」「ロンドンも、ノリッジも、五港のいずれも、われわれが知っている限り、いまだかつて商人ギルドを求めたことはなかった。」一九五頁。

なお摘示すべきことは、先にも言及した如く、ノルマン征服後も、なお土地門閥が支配していたということである。cf. Nicholas, *op. cit.*, [Growth], p. 116. (この点、前出注(11)参照。)

「イングランドにおける最も初期の都市のエリートは、また土地所有者であった。特にバラ *burgs* における土地所有者であった。」
「リンカーンでは後期一世紀の法発見人 (*lawmen*) は都市と農村部の金貸と土地所有者であった。」「ダラム、コールチェスター、ヨーク、ならびに特にケンブリッジのエリートはシティとその周辺における土地市場に重大にも巻き込まれた。」一一六頁。

(28) 拙稿、前掲八巻二号一一七頁以下注(13)。

(b) ヨークの統治構造と法

この点の考察の前提となる点については、既に各所において言及してきた⁽¹⁾。そこでここでは、統治構造と法の特徴を探るために、国王と都市、統治構造、ならびに、都市法についてのみ言及したい。尤も、イギリスの特性として、大枠では、これまで実施してきた一般的考察の範囲を出るヨークの特殊性は、対スコットランド戦争のため、一時政府がヨークにおかれた場合を除き、⁽²⁾ 数少ないようなので、簡単に言及するに止めたい。

なお、ここでも前提として指摘しておきたいことは、ヨークのバラの性格も、基本的にはこれまで瞥見してきたイギリスのバラの特徴を保持しており、その範囲内のものであったということである。しかし、その中でも以下の諸点は予め摘示しておきたいところである。

まず第一は、ヨークの特許状は、前述の如く、⁽³⁾ ヘンリー二世の時期に得ているが、それがここでの考察の出発点になるということである。

その第二として、イギリスのシェリフの統治範囲は、この時期にはなお司教領主を含めた封建領主のそれを上回っていたことが想起されねばならない⁽⁴⁾。但し、教会のイムニテの問題に関しては後述する。

第三に、司教管区もまた、統一的領域をもつものではなく、散在しており、それだけ管轄権との関係では複雑性を有していたことが留意されねばならない⁽⁵⁾。

そして、それらに加えて、最後に、ヨークのシティと教会の関係を眺めるとき、ヨークの司教管区の管理地域の極く一部にヨークのシティの教区が存在していた点が留意されねばならない⁽⁶⁾。ただ前述の如く、後世になるが、一四世紀末に、バラとしてのヨークは州の地位をえることになったことも付言しておきたい⁽⁷⁾。

以上のことを前提として、以下、「ヨークの統治構造と法」の問題として、とくに「国王と都市」「ヨークの統治構造」「都市法」の項目を瞥見し、「(4)イギリス司教都市の都市法」の要点を摘示し、かつ、イギリスにおける教会の裁治権の特色の一端を見てみたいと思う。

(i) 国王と都市

① 特許状と特権

これまで摘示してきたように、国王と都市との関係は、当時にあつては、軍事関係を除けば主に財政的關係であり、その場合、国王への財政負担の代わりに、⁽⁸⁾特権の付与を勝ち取るための特許状の入手が重要な要素になっていた。しかし、その点については、ヨークの特殊性を摘示するだけの包括的な資料は持ち合わせていない。あえて、特許状と都市特権の關係に言及すれば以下の如くである。すなわち、ヨークの場合も、大陸に比し、国王の支配権が強力であり、その特権も基本的には、イギリスの他のバラ同様、特許状の存在が大きな鍵をにぎり、市政の主要な点は、その特許状の範囲内において存在しえたということになるように思われる。尤も、ヨーク市の場合、一二世紀中頃に特許状をえてい

たが、都市としての特権そのものは、すでにある程度確立していたといわれているが、その点も、本項に関し、どれほど有意な事象なのか摘示しえない。ただ、それほどヨークに特殊性を付与するものであったという記述も見い出していない。

しかしここで留意せねばならぬことは、先にも些か触れた如く、ヨーク司教の管区は広大で、ヨーク市はそのほんの一部に該当するにすぎないということである。⁽¹⁰⁾そして、都市への特権付与も包括的に他の司教領から切り離れた形で都市のヨークへ与えられているわけではない。そのみならず、都市ヨークへの特権の付与は断片的でさえあった。⁽¹¹⁾しかし、ヨークが、自治の観点からある程度まで制度的に確立するのは、法人格をもち、いわゆる地方自治を確保するに至った時点であり、それは遙か後の時代に属してくる。⁽¹²⁾

② 国王裁判所の統制

ヨークの都市裁判所と国王裁判所との関係についても、すでに言及した一般論以上に出るものはないが、⁽¹³⁾ここでは、司教都市としての側面をもつが故に、教会のイムニテと国王裁判所の関係に一言触れておきたい。

本稿でもすでにしばしばイムニテについては言及してきたが、⁽¹⁴⁾とくに教会のイムニテ、すなわち、不輸入特権は、教会についていえば、特権といっても、都市に多い管轄権特権とは異質のもので、その存在は、世俗権力の行使を阻害する側面をすぐれてもっていた。⁽¹⁵⁾尤も、イギリスの場合、イムニテの容認と国王の統制との関係は、⁽¹⁶⁾紆余曲折を経て、⁽¹⁷⁾ついに、殆ど、一般的な特権の性格と変わらないほどになっていったといわれている。わずかに、シティからの貢租賦課からのイムニテの要求が繰り返し提起されていたに過ぎない。⁽¹⁸⁾したがって、ヨークの場合にも、この点について、特段の指摘をすることはないといえよう。

(ii) ヨークの統治構造

そこで、次に当時のヨークの統治構造を瞥見してみると次の如くなる。

① バラ政府と役職

すでにイギリスの都市の一般的傾向として摘示した如く、その統治構造は、当初は、特許状によって規定されていた。その場合に、バラは、国王との財政上の関係から、その衝に当たるベイリフを市民が選出する権利を確保することにとめた。そして、時としては、メーヤー「市長」の選出権も確保した。ところで、ここで留意せねばならぬことは、先に触れた如く、ベイリフは国王の徴税請負業務を担当する職ではあったが、市民によって選出されてくる点にある⁽¹⁹⁾

ヨークの場合、その歴史的過程を十分に把握しているわけではないが、都市収入請負権を獲得した翌年の一二一三年には市長の存在が知られている。⁽²⁰⁾ また、ベイリフについては、その当初の選出過程については、把握していないところであるが、一三九六年にヨークのシティがカウンティの地位を獲得したときに、三人のベイリフが存在しており、それがその際に二人のシェリフに代置されたことが明らかになっている。⁽²¹⁾ なお、カウンシルも出現したが、その出現起源期日は不確かであるといわれている。⁽²²⁾

因に、当面の考察時期より後のヨークのバラ政府の構成について紹介しておく、一般的に自治機能を確保したバラ政府は、二つの同心円の参事会「カウンシル」を有していたのに対して、ヨークは同心円ではない三つのグループを保持していたといわれている。すなわち、第一は、市長を含む一三人の長老 *aldermen* のグループであり、第二は、シェリフ経験者からなる二四名のグループである。⁽²³⁾ そしてこれら二つのグループが、法律顧問官と二名のシェリフを加えて一つの市参事会「カウンシル」を構成し、市の統治はこの参事会によって担われていたという。⁽²⁴⁾ またこれら市参事会は、実質的には、市の有力商人が支配していたという。⁽²⁵⁾ そして第三に、クラフト仲間の代表からなる四八名のグループがあったといわれている。⁽²⁶⁾ このグループは、一五一七年に改組されて「市会」と呼ばれるようになった。⁽²⁷⁾

② ギルドとカウンシル

先に触れた如く、イギリスの都市住民の自主活動は弱く、したがって、ケルンで見られたコンユラティオ、宣誓共同体の結成を媒介として自治権を獲得する経緯は見られなかった。また、コミュニケーション運動も国王の政策にもとづいて受け入れられたにすぎない⁽²⁸⁾。そして、前述の如く、ヨークがカウンシルを持つのは、起源不明ではあるが、一四世紀以降である⁽²⁹⁾。

③ カウンシルと門閥

前述の如く、この当時において、ヨークは未だカウンシルを保持していなかったが、参考までに、次の時期にカウンシルを保持した場合における支配層について言及しておくことにする⁽³⁰⁾。それは、この時期になって、カウンシルが出現しても、それは、今日の眼からみれば、決して民主的な形で選出されたものでもないし、また、一定の門閥によって嚴重に寡占化されたものであったからである。すなわち、土地門閥的色彩をもつ商人層によって、ほぼそれは占められ、職人層の参加がその周辺にある形でそれは維持されていたといえよう⁽³¹⁾。

(iii) 都市法

① カウンシルとコート

先に留保したバラ政府の司法的機能について、都市法に言及する前に取り上げておきたい。もともと、この点に関しても、ヨーク特有の情報を殆ど持ち合わせているわけではないので、一般的な状況と類似の都市からの推論を交えて触れるに止めたい。

まず、ポロックIIメートランドは、一三世紀のイプスウィッチについて語っているが、それはヨークの場合にも妥当するものと推定されうる。それによると、かかるカウンシルが特許状によって委ねられた権限は、最初統治的機能であ

るよりは、司法的機能であったという⁽³²⁾。そして、次の時期になるが、陪審制度の発達とともに、バラのコートは変容し、王国一般の傾向にしたがって、カウンシルの司法機能と統治機能が漸次分化していったといわれているが、この点も、遅かれ早かれヨークにも現われてきた現象と推定しうる。というのは、この一般的傾向を肯定する指摘はあるが、これを否定する論拠はないようであるからである⁽³³⁾。

なお、いうまでもなく、前述の如く、バラの刑事裁判管轄権は、中央集権的体制の下では、極めて限定されたものになっていたことは、既に言及している。ただ、条例違反的なものにかんする処理に関しては、些か後述箇所而言及しておきたい。また、民事裁判管轄についても、前述の如く、国王の中央裁判所の管轄を除くと、カウンティ・コートが地方の主要な裁判所で、バラの裁判所の機能は小さかったことが前提となるが、後述の商事項を取り扱う際に瞥見したい。

② 都市法

1. 刑事法関係

繰り返し摘示してきた如く、刑事法に関し、前述した諸制約によって、そのバラ裁判所の管轄権は狹隘であった⁽³⁴⁾。また他方、都市裁判所の管轄は特許状によって制約されていた⁽³⁵⁾。バラでは、決闘裁判が早く禁止され、雪冤宣誓補助手続の採用となったが、特許状によって、却ってそれが、国王の中央裁判所において衰微した後にも存続した点は、前にも触れた⁽³⁶⁾。また、都市と農村の間における区別はそう明瞭ではなく、適用準則もコモン・ロウに都市裁判所が従う傾向にあったことも摘示している⁽³⁷⁾。

したがって、ヨークの場合にも、特殊性が存在するとすれば、その条例違反に関する事案であったといえる⁽³⁸⁾。

なお都市裁判所自体の管轄に係わる問題ではないが、ここでは司教都市関係でもあるので、教会裁判所と、地方裁判

所での裁判管轄にかんする問題に一言触れておきたい。すでに、「神判の廃棄と雪冤宣誓補助」、ならびに、「雪冤宣誓補助の役割とその衰退」に言及した箇所、教会との関係にも些か言及してきたが、⁽³⁹⁾ マナ裁判所、バラ裁判所、ハンドレッド裁判所において、教会裁判所との管轄が競合した場合に、陪審制度が抬頭してくる一四世紀以降、この陪審による意見が、その事案の管轄権の決定に反映されたという。⁽⁴⁰⁾

2. 民事法関係

先に摘示した如く、一般論としては、イギリスの都市における民事法は、都市慣習法が存在するとしても、中央の統制の下におかれ、したがって、コモン・ロウへの同化・従属傾向にあり、商慣習がコモン・ロウ外に地位づけられる場合にも、なお中央統制の枠は外れなかつた。⁽⁴¹⁾

それゆえヨークの場合にも、その一般論の枠を出るものではないという。⁽⁴²⁾ ただ、前にも触れた如く、ヨークにおける商事関係に特殊性が見い出されうるか否かの点だけが問題になるが、それとて、とくにヨークの場合に限った特殊性は見い出しえない。⁽⁴³⁾

(1) 拙稿、前掲四巻二号「イギリスの特殊性」の箇所、国王と高位聖職者の癒着について言及してきている。とくに一一二頁以下「教会管理」の項参照。またムアマン、前掲一三三頁以下。本項でも前出〔a〕注(3)で言及している。なお、拙稿、前掲五巻一号一〇頁「大司教区裁判所」、七巻一号一七七頁以下「イギリスの特殊性」、八巻二号九〇頁以下「イギリスの都市の特殊性」の項参照。また、本項「都市法と教会法」の各箇所に関連考察を行っている。ことに八巻二号一一二頁以下では、「共同体に関する統治構造の特徴」に言及している。ここでは、「都市政府の構造」(参審人と参事会の問題)と「財政を含む都市政府の自治性の度合」の問題を取り上げている。

また拙稿、九巻一号一五三頁以下〔ii〕 国王の裁判所と都市裁判所の関係」の項目で問題点の要約を行っている。

(2) Wilkinson, op. cit., pp. 93, 96.

- (3) 前出〔a〕(i) ヨーク司教都市形成の経緯」の項参照。
- (4) 拙稿、前掲九卷一号九七頁以下参照。
- (5) その複雑性について、Swanson, *op. cit.*, p. 16 et seq. esp. p. 21. なお、二二三頁のヨークシャーの教会管轄区域を示した図が参考になる。
- (6) 前出〔a〕(i) ヨーク司教都市形成の経緯」注(2)の箇所参照。
- (7) 比較都市史研究会編、前掲二二八頁。(本稿、前出〔a〕(ii) ヨーク市民層の動向」注(23)の項参照。)なお、Nicholas, *op. cit.*, [Later], p. 93.
- (8) 一般論として都市と国家のつながりについて、松垣裕、前掲「イギリスの都市と農村」(岩波講座、『世界歴史10——中世4——中世ヨーロッパ世界II』所収)、とくに三三五頁注(29)参照。ここでは、都市と国家との繋がりについて、財政的關係を図式的に示したヤングの見解を紹介している。
- (9) Bolton, *op. cit.*, p. 123. 「ヨークの特権は一一五四—一一五八年の間にその特許状を受ける前に十分に確立していた。」
- (10) この点については、前出注(5)参照。
- (11) 小川市太郎、『英国自治制度の研究』、大阪商科大学経済研究所、昭和一三年、九八—九頁。次の点は、ヨークに特定されたものではないが、参考のため紹介しておきたい。
「王の特許状によって都市の得た特権は必ずしも一様でなかった。」「併しそれには原則として三種の重要な権利が含まれてあった。」
「その中の第一は市税の上納権である。」九八頁。
「市民の特権の第二は市の役員を選挙する権利であった。」九九頁。
「市民の第三の特権は、市が領主及び県の裁判所から独立して、自己の裁判所に於いて裁判を行う権利であった。」九九頁。
- (12) なお、都市が独立の法人格をもつ過程について、イギリスの地方自治制度研究の先鞭をつけた前述の小川市太郎は次の如く纏めている。小川市太郎、前掲五一—二頁。
「中世紀から『チェードル』王朝にかけて、英国では地方制度の上に大なる変遷が起った。而してそのうち最も著しきものは、治安判事の抬頭であった。」「一一七〇年『ヘンリー』二世が、県令「拙注、シェリフのこと」の失政調査の為に『県長官査問会』(＊)を設けて以来、県令の権力は絶えず衰微し、一五世紀頃には、ただ昔の名残を留める非力の官職になって了った。」「それに引替へ治安判事は次第に勢を得て、一四世紀の終には地方に於ける事実上の支配者となった。」五一頁。〔＊〕拙稿、前掲九卷一号九頁他各所において言及してきた。拙稿では、「シェリフの審問」として言及している。」

「次いで『エリザベス』の時に、寺区 (parish) が地方行政の単位と認められ「拙注、農村においてはである」、治安判事の統制の下に、各般の行政事務を司ることになってからは、県令、県裁判所、荘園を基礎とせる昔の組織は解体し、地方制度の上に、一大変革を来すことになった。」五一―二頁。「之に対して英国の都市は、県から離れて、独立の組織を有し、市長と団体によって治められて居ったので、此の時代に於ける地方行政の中心は、治安判事と救貧区の吏負と、都市団体であった。」五二頁。

(13) 一般的には、拙稿、前掲九卷二号四四頁以下「③都市の共同体の裁判所の決定に対する国王の裁判所の統制」参照。

(14) 拙稿でのイムニテに関する主たる記述としては、拙稿、前掲七卷一号一六八頁以下、一八〇頁以下注(6)、八卷一号一一―三頁、一七二頁注(5)参照。

(15) 拙稿、前掲九卷二号九七頁以下注(14)、とくに九八頁参照。イムニテの存在がシティの法的強行性を阻害した点を紹介している。
なお Nicholas, op. cit. [Later], p. 109.

「教会のイムニテは、シティにおける法的管轄においてのみならず、経済規制への彼らの努力においてもまた有意のギャップであった。」ヨークでは、壁の築造に拠金をすることを大司教が拒否したことについて教会に対する暴行があった。」一〇九頁。

(16) 鍋島博和、「イングリランド——ヨーロッパ形成期におけるその位置と構造」(岩波講座、『世界歴史8——ヨーロッパの成長——一——一五世紀』所収)、岩波書店、一九九八年、二四七頁。

「ゲルドは一二世紀後半までには廃止される。その理由は第一に、一一世紀末から一二世紀中頃までに司教が、最初にハンドレッドそして次に州と関係をもたなくなったことによる。」「教会は、ハンドレッド・州単位で徴収される税の支払いを拒否した。とくに、通常の税がシェリフへの報酬的側面を帯びただけになおさらであった。」

「一一六三年のウッドストックの評議會で大司教ベケットは国王に対して敢然と支払いを拒否した (Edward Grim, Life of St. Thomas... R. S. 1875-85, ii:373-4)。」「一一六六年以降、王権は小教区を基礎とした動産への課税を探索していく。」「第二は、騎士封がハイドに代わって課税単位として使用され始めたからである。」

「一一六六年の調査結果を受けて、一一六八年国王の娘の結婚への援助金は騎士封によって賦課された。」「またこのとき王領地 (バラ) にもはじめて援助金が賦課された。」「これは後にタリッジ tallagium と呼ばれていく。」「二四七頁。

なお「司教が州『行政』から離れるにつれ、『神の奉仕』と不可分であった『国王奉仕』である三公負担、とりわけ州軍は実効性を伴わなくなった。」「王権が、騎士封の保有者と動産所有者からなる新しい地域的防衛集団を模索し始めるのは一一八一年である。」「残る二つの負担、橋の維持と城壁の維持も、小教区ごとに賦課される税となっていた。」「二四七頁。

おわりに「一二世紀王国統治に基本的な変化が訪れる。」「州が直接的に王権の支配下に組み込まれ始めたのである。」「一二世紀の初めまでは、州裁判所集会は『教会の法 christianitatis iura... Dei leges』 国王訴訟 regis placita、そして賠償金によって解決さ

れる様々な訴訟 *causa singulorum dignis satisfactionibus* を扱う場であり、そのための司教の臨席は必須であった (LHP, 7-1, 7-3, 31-3)。³⁾ 二四七頁。

「しかし、世紀が進むにつれて、『教会の法』は州共同体と王権から離れ、教会裁判権の管轄となり、司教は州の裁判集会から離れていく。」「一方、王権は国王訴訟の対象を拡大していく。」「二四七―八頁。

(17) 松垣裕、前掲「イギリスの都市と農村」三三二頁。イギリス都市一般について、出典は示していないが、「ここでは、厳重な意味でのイミューニティは存在せず、すべての特権が国王大権の授権にもとづく」と観念された。」と摘示している。

(18) Hilton. *op. cit.*, p. 47. より大きな都市における封建的要素として、ヒルトンは次の如く指摘している箇所がある。すなわち、「ヨークにおいては、大司教、司教座聖堂参事会 *chapter*、聖アウグスティヌス大修道院、ならびに、より小さな数多くの領主が、管轄権、市場施設利用権ならびにシティの貢租からの免租を主張していた。」四七頁。

(19) ベイリフ「執行吏」については、既に、主として、拙稿、前掲八巻二号一四四頁注(11)、一二八頁注(1)、一四五頁注(28)、九巻一号一四〇頁注(45)で言及しているし、また、ベイリフの選出については、八巻二号一二七頁「財政を含む都市政府の自治性の度合」の項参照。

なお、cf. Pollock & Maitland, *HEL*, *op. cit.*, vol. 1, p. 656 et seq.

「既に、ヘンリー一世がロンドン人に、彼らはシェリフとジャスティシア *justiciar* を彼ら自身の間で選出しようとするだろうと約束していた。」「しかし、ロンドン是他の都市よりも進んでいた。」「漸次、より大きなバラの若干は、リーヴ *reeve* とベイリフ *baillif* を選出する権利をえた。これらの役人は、しかしながら、彼らが国王のジャスティシアへ提示され、承認されるまで、彼の職に就かなかつた。」「六五六頁。」「時々、この手段は、市民がバラに徴税請負権を獲得する前にとられた。」「かかる場合に、ベイリフは、タウンの人々によって選出されたが、共同体の役人であるより、シェリフの役人であることの方がなお多かった。」「六五六―七頁。」「彼らは、市民自身がその *firma* [拙注、ファーム(定額貢租金)] のこと。拙稿、前掲七巻二号二〇一頁注(17)、八巻二号一三九頁以下注(25)参照] に対して責任を負うようになる、市民の役人により見なされやすくなる。しかし、その時でさえ、後述の如く、彼ら自身と彼らの同胞の *townsmen* の間におけるが如く、徴税請負額が、国王のレント *rent* [拙注、*fee farm rent*] に不足するならば、その損失を負担した。』

(20) Wilkinson, *op. cit.*, [The Later Ages in England], pp. 13~14.
ヨークの地方政府について次のように述べている。

「人口の増加と共に、タウンはメーヤーとカウンシル、あるいは、ある共通の行為のための類似の道具という形で新しい政府の形態を取得した。」「これらは、中世の創造的才能の幸福なる所産物であった。そして、今日まで続いているものである。」「それは、国

家的秩序——政治的のみならず経済的な——が自治政府の重要な手段のためのニーズを滅殺する以前に、地方愛郷主義と自己表現の焦点としてそれらが設けられたという幸運の一片である。」一三頁。

「メーヤーとカウンシルの出現は、おそらく、自治政府から漸次的に進化したものというよりは慎重な創造行為であったろう。」「新しいカウンシルは、司法的団体のみならず諮問的団体であった。それは、タウンの急速に拡大するニーズにそれを適合せしめるに十分なほど広汎で柔軟な機能を備えていた。」一三頁。

「一二二二年から、あるいは、その後まもなく、ヨークは三人のベイリフによって扶けられたメーヤーが首長になった。カウンシルもまた出現した。尤もその起源は不確かではあるが。」一四頁。

なお、前出 [(a)(i)] 注(9)参照。

(21) Nicholas, op. cit., [Later], p. 157.

(22) Wilkinson, op. cit., p. 14. 前出注(20)参照。

なおこれらの前提として、拙稿、前掲八巻二号一二五頁参照。バラ・コートが司法的機関になり、カウンシルは立法・行政機関になって行くが、これらの点については、拙稿、前掲九巻一号一五三頁以下「国王の裁判所と都市裁判所の関係」、ならびに、拙稿、前掲九巻二号四二頁以下「都市特許状と都市法」、五八頁以下「都市裁判所の管轄権」参照。

また、一一世紀一二世紀における都市法と政府に「*growth*」 cf. Nicholas, op. cit., [Growth], p. 141.

「若干のイギリスのシティは政府をノルマン征服前にもっていた。」「エクセターは、*witan*、すなわち、参事会を一〇一八年にもった。伝統的に参審人 (*lawmen*) がデーンロウにおけるバラでは機能していた。その人と土地にたいする管轄をもち、また『カスター』を所得として享受していた。」「ケンブリッジ、リンカーン、スタンフォードはなお一〇八六年『参審人』をもっていたが、チェスターとヨークは『*judge*』をもっていた。」「ヨークは、スカンジナビア人の大人口をもっており、一〇六九年には、『*portmen*』と『*burghmen*』をもっていたが、ウイリアム一世に対する反乱の間に終止符を打った。」一四一頁。

なお対比すべき大陸、とくにケルンの一般的状況としては、拙稿、前掲八巻一号一二三頁以下「司教都市下の裁判管轄」、一三二頁「自治都市下の都市裁判所」、一五二頁以下注(40)「ケルン市の参審人」、一五八頁注(68)、一六一頁注(76)、一六二—四頁注(78) —(87)参照。

さらに参考のために、その後のイギリスの都市の公行政と財政について簡単に触れておきたい。cf. Nicholas, op. cit., [Later], p. 157.

「イギリスのシティは強力な国王の統制の下にあったが、大陸の行政に比しあまり行政を発展させなかった。」一五七頁。

「ヨークは三人のベイリフを擁しており、彼らは一三九六年にシティがカウンティの地位を確保した時に、二人のシェリフに代置

された。「ベイリフは、国王の治安嘱任官の職を保持した。かれはシティのファームを支払い、パンとビール条例を含む市場規則を強行し、陪審員名簿を作成し、そして、裁判所の罰金を徴収した。」「ファーム〔定額貢租金〕は市場の場所代 ground rent、トール、屋台レントとその他のシティ財産からの収入を含んでいた。」「もともと彼ら自身の前任者によって選ばれたシェリフは、一五世紀には、市長、長老、ならびに、カウンシルのメンバーによって指名された。彼らは、それから、共同体 *communalty* へその名前が提示された。」「殆どが商人であった。そして、一五世紀の殆どの長老、ならびに、最後には市長は、彼らの生涯における初期においてシェリフとして奉仕していた(ものであった)。」

「三人のチェンパーレインは、シティの財政を操作していたが、市長と長老より広い職業的配分権をもっていた。その約半分宛、それぞれ商人と職人から就任した。」「ヨークはまた、三人のコロナーといろいろの橋梁主、門番、ならびに吟遊楽人さえ保有していた。」「記録官は最初一三八五年から知られている。また、市書記 *common clerk* は一三二七年から知られている。」「ヨーク裁判所は、複雑で極めていろいろの型の仕事を操作するようになる点で典型的であった。」「シェリフ裁判所は、火・木・土曜日に会合し、金銭債務、不法侵害、計算ならびに(不法に人的財産を差し押える) 動産不法占有 *detinue* ならびに労働規制法侵犯訴訟を取り扱った。」「市長裁判所はギルド・ホールで毎月曜日人民間訴訟のために催された。」「一五七頁。」

(23) 比較都市史研究会編、前掲二二八頁以下。

なおシェリフ一般の衰退については、拙稿、前掲九巻一号一一七頁、一一八一―九頁。Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 534. なお、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 66 et seq. 既に一五世紀にもなると、その職は名誉職の如きものになっていた。

(24) 比較都市史研究会編、同前。Nicholas, op. cit., [Later] p. 148.

(25) 比較都市史研究会編、同前。Nicholas, op. cit., [Later] p. 148.

(26) 比較都市史研究会編、同前。Nicholas, op. cit., [Later] p. 148.

(27) 比較都市史研究会編、同前。

(28) 大陸の市民の自主運動については、拙稿、前掲八巻一号一二三頁以下。また一三〇頁以下で、大陸における「司教都市から自治都市へ」の問題に言及している。イギリスのコミュニケーション運動については、拙稿、前掲八巻二号一〇〇頁以下、一〇四頁以下注(1)参照。なおイギリスの都市一般におけるギルドとバラ政府の関係については、cf. Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 665 et seq. また cf. Wilkinson, op. cit., [The Later Middle Ages in England], p. 195.

「ギルドはシティの生活に大きく貢献したが、富者と貧者、特権者と非特権者、ギルドとギルドの間の不一致を除去はしなかった。このことは、減少するよりも増大した。」「一三六四年にヨークの市長選挙は暴徒のため一日半妨害された。一三八〇年には市長はシティから追われた。そして、コミュニケーションは自己を防衛するために組織化された。」「一九五―六頁。」

さらに、Bolton, op. cit., pp. 260-2. 一五世紀末にタウンがカウンティになったとき、自治政府は相当に強化されたという。

なお参考までに付言しておく、プランタジネット王朝下のコミュニティ運動については、cf. Nicholas, op. cit., [Growth], p. 148. 「若干のイギリスのコミュニティは——グロスターとヨークは一一七〇年と一一七六年の間に、ロンドンは一四一年と一一九一年の間に——現存の寡頭制を貫徹する手段として当局によって受け入れられた。」という。一四八頁。

しかし、Hilton, op. cit., p. 130は、次の如く述べている。すなわち、『コミュニティ』は殆ど市民の特権の道具としては必要なかった。」「二つのイギリスのコミュニティが一一七〇年と一一七六年の財政府記録に書かれていた。それはグロスターとヨークのそれであった。しかし、それは、それらの創立のため、個人、おそらく、指導者と疑われたものに罰金が科せられたためであった。それ以上は殆ど知られていない。そして、処罰は単に、コミュニティの扇動の重大な恐怖のためというよりも、あまりに熱心に特許による地域特権を求めすぎたためであったろう。」と。一三〇頁。

(29) 前出注(20)参照。

(30) 前出注(24)——(27)参照。

(31) まず、それ以前の状態については、Nicholas, op. cit., [Growth], pp. 116, 218. 前出 [(a)(ii)] 注(27)。

そして、一四世紀半ばになっても、支配者が土地門閥であったことについては、Hilton, op. cit., p. 92. 前出 [(a)(i)] 注(3)参照。また、カウンシルのできた後でも門閥が政府を寡占した状態については、Nicholas, op. cit., [Later], p. 149. さらに、Hilton, op. cit., p. 100.

「イギリス地方タウンは狭い寡頭制によって統治された。それは通常選挙されずに、互選によって、自動的に更新された。構成はいろいろであった。しかし、メーヤーと彼の同僚役人に加えて、通常一二人のカウンシルが存在した。そこからメーヤーと主要な役人が選ばれ、また、選ばれるようになる。若干のタウンは、二四人の追加的コモン・カウンシルをもったし、それは通常助言的であった。尤も、既に見た如く、若干のシティのより古い土地所有エリートが他よりも比較的長く続いた。ヨークの土地所有門閥が初期一三六〇年代まで優勢であった。しかし、後には、シティの政府は、織布輸出に利害関係をもつ服地商人 draper と絹織物商人 hatters によって占められた。それは、ベヴァリー Beverley におけると同様であった。」一〇〇頁。

(32) cf. Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 658-59. 「コートとカウンシル」が参考になる。

「一二〇〇年にジョンはイプスウィッチに自由特許状を下付した。」「その文言に従って、彼らは直ちに二人のベイリフと四人の検屍官を選出した。」「しかし、それに止まらなかった。彼らは、『イングランドの他の自由バラにおけるが如く』バラにおいて、一二人の主要な市民 portmen が存在すべきであると決定した。portmen は、バラを統治し、維持し、また、タウンの判断をなす全権を保持するものであった。」「それに基づいて、彼らは一二人を選んだ——その中には、四人の検屍官と、その中の二人はまた二人のベ

イリフであったが——、そしてこれら二人はバラを守護し、統治し、その自由(特権)を維持し、またその裁判所の判断を下すため宣誓した。」六五八頁。「それに基づいて、すべての都市の人々は、国王と国王の権力に対する場合を除き、彼ら(全体)と、彼らのすべての者に忠順であることを誓った。」六五八—九頁。「われわれは、少し後に、この二人の主な市民が生涯その職を保持するのを見い出す。尤も、彼らは、同胞の判決によってその不行跡のために罷免せしめられうるけれども。」「空席はまた民衆の選挙によってではなく、互選によって充足される。」「現在では確かに、我々の前の僅かな明白な事案から広汎な推論を引き出すのは性急になるかもしれない。それにもかかわらず、極めて普通に若干の選出団体が形成されたように思われる。その団体は、二人あるいは二人の主要な市民 chief citizens, chief burghers, chief portmen からなる団体である。それは、イプスウィッチにおけるように、一定の行為によって形成され、あるいは、『より識者であり、より適法な人 legal men』をコートへ召集することによって形成される。」「この団体は、初めは、統治団体であるよりも司法的団体であった。というのは、かれらの特許状によって市民に委託された権限は、統治的であるより多く司法的であった。しかし、自由都市の生活は緊密になり、より複雑になってきた。コートは、裁決のみならず、立法し課税せねばならなくなった。そしてバラの統治団体としての参事会「カウンシル」になる傾向にあった。」六五九頁。

(33) cf. Pollock & Maitland, *HEL*, op. cit., vol. 1, p. 659.

「次に、バラを陪審裁判が貫徹したのにしたがって、バラは重要な変化をもたらした。そこで法を宣言する参審人 doomsmen をもつコートの古い型は、事実に対して証言する陪審員をもった新しい型の前に席を譲った。タウンにおいては、王国一般におけるが如く、『コート』と『カウンシル』[参事会]が漸次的に分化して行った。バラのコートは、単なる法廷となり、それに並んで、別の参事的機関が発展した。しかしながら、このことは、おそらく例外的なロンドンと少数のその他のタウンにおける場合を除いて、一三世紀の労作というよりも一四世紀の労作であったように思われる。」(傍点筆者)。六五九頁。

(34) そのイギリスの都市一般における問題としては、拙稿、前掲九卷二号五八頁以下「都市裁判所の刑事管轄と法」参照。その即決裁判手続については、同前五七—八頁注(38)参照。

なお、前述の如く、当時の治安維持機構は、形成途上にあり、したがって、国王の中央裁判機構の形成・拡大にもなっており、地方の治安維持機構は変遷していくことになる。当時のイギリスの特性をシェリフの役割との関連で見れば、拙稿、前掲九卷一号九七頁以下、一一六頁以下注(16)——(27)で言及しているし、その衰退過程と治安判事による役割交代については、同前一一七頁以下注(16)参照。また、治安判事裁判所とコート・リートの関係については、拙稿、前掲九卷二号六七頁注(5)参照。コート・リートそのものについては、拙稿、前掲九卷一号一三九頁注(41)、一五〇頁注(61)——(63)参照。

(35) 拙稿、前掲九卷二号五九頁「バラ裁判所の法源の箇所」参照。

(36) なおそれが故に、コモン・ロウより立ち遅れる側面があったことについては、拙稿、前掲九卷二号五〇頁注(7)および七一頁注

(15)内の①の箇所参照。

(37) 拙稿、前掲九卷二号六〇頁、六八頁注(8)参照。法源のコモン・ロウに従う傾向から、特殊性を發展させえなかったことについては、同六八頁注(7)参照。

(38) 条例違反のイギリスについての一般論は、拙稿、前掲九卷二号六八頁注(10)参照。cf. Nicholas, op. cit., [Later], p. 157. 前出注(22)参照。

なお、ヨークの条例違反にかんする事案については、前出注(22)参照。

また、条例違反の法的性格は、昔の「コンニューラティオー」の懲戒権の後裔的なものであったところのフランスの例が参考になる。拙稿、前掲九卷二号六六―七頁注(4)参照。現在のわが国「行政法学」でいう条例違反に関する行政罰的性質をもつものといえよう。

(39) 拙稿、前掲五卷二号二〇八頁以下。

(40) 因に、ここで教会裁判所と世俗裁判所の競合関係が、地方裁判所との関係でどのような状況になるか、という点について、ヨークに特定されているわけではないが参考までに触れておきたい。

cf. Helmholtz, op. cit., [Canon Law and the Law of England], pp. 66~7.

「一四世紀初めまでに、雪冤宣誓補助よりも陪審の使用が通常になった。尤も排他的ではなかったが。」六六頁。そして、「始審的申立が教会裁判管轄か世俗裁判管轄かの基礎的問題を陪審が決定することができる」とされてきたという。六六―七頁。さらに、「その評決はしばしば、単純に問題に関する共同体の判断を反映していたし、また、共同体の判断は、勿論、教区教会の影響によって、また、それがその問題の厳格な国王の見解によったように、教会裁判所における同時代の慣行によって、形成されたであろう。」六七頁。

「詳細にこの点を見ることは稀である。」「しかし、陪審が、裁判官によって問われた少数の事案において、あるいは、彼らの評決が事実認定を含む少数の事案において、われわれはこの共同体の評価が機能しているのを見ることが出来る。その例として、一二九六年の事案において、陪審は、不法侵害ではなく、sacrie(瀆聖、聖所侵犯)を含むところの被告の underlying plea「拙注、スコットランドの刑事手続」(基底の申立)の性格づけを受け入れた。また、一三〇〇年には、陪審が、特定の被告は俗人の金銭債務あるいは動産の訴えをしたのではなく、十分の一税に関して訴えたのであると認定した人民訴訟裁判所からの事案があった。」六七頁。

(41) 一般的には、拙稿、前掲九卷二号九二頁参照。

なお拙稿、前掲九卷二号六六頁注(4)参照。そこではその裁判的性格が仲裁的なものから秩序維持を第一義的なものにし、その代

わりに、賠償金を支払うことで、共同体内部の地位保持を許容する仕組みを生み出したことを紹介している。さらにフランスとの比較にも触れている。その他、とくに六八頁以下注(11)、七〇頁以下注(15)参照。

(42) 民事事件における地方裁判所としては、カウンティ・コートが機能していた。したがって、バラ・コートの余地は小さい。なおカウンティ・コートの概略の説明は、拙稿、前掲九巻一号一二四頁以下注(28)参照。

(43) 一体、ヨークに限らず、バラ裁判所でない民事訴訟が取り扱われたかについては、既に、拙稿、前掲九巻二号七〇頁以下、とくに七一頁以下で言及している。cf. Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 387 et seq.

(4) イギリス司教都市——要約

イギリスの司教都市として、ヨークを挙げ、その聖俗裁判権の競合性の特殊性が摘示されうるか否かを瞥見してきた。ヨークには、大司教として、イギリスでは高名な聖職者が着任⁽¹⁾し、司教領としても相当量が保持されていたにもかかわらず、司教都市としての特性は見当らず、また、羊毛の国際的取引の主要都市の一つであり、イギリス第二の都市であったのにもかかわらず、国際交易に携わる商人層による新しい社会的勢力の抬頭現象も看取しえなかった。その傾向は、大陸のケルンの如き都市に比し、極めて対照的傾向を保持したものといえよう⁽²⁾。

そこで、聖俗裁判権の競合する社会の中で、このイギリスの都市の傾向をどう評価するかという課題が浮かび上がってくることになる。

トレルチは、近代精神の「主要素」として、古代、キリスト教、ゲルマン精神、近代固有の精神世界の四つを挙げたが、この第四の要素につき、「中世内部の発展、ルネサンス運動およびプロテスタントイイズムから成長してきた」とし、「これを準備したのは中世後期の都市文化、プロテスタント領邦教会的文化および対抗宗教改革のカトリック的南欧文化であり、完全に自立したものとして生み出したのは啓蒙主義運動とイギリス・アメリカ・フランスの革命であ

る」と指摘して⁽³⁾いる。

もとよりトレルチのこの指摘は、近代固有の精神の複雑な構造分析の原要素として摘示したもので、これらの要素が歴史的に単純・直線的に近代精神形成過程を構成したものと考えているわけでないことはいうまでもない。しかし、ここでは、この第四の要素を準備したものの一つに、「中世後期の都市文化」を挙げていることに着目したい。尤も、トレルチが、その内容をどう把握したかは詳らかではない。だが「プロテスタント領邦教會的文化」と「対抗宗教改革のカトリック的南欧文化」と並んで、この「都市文化」をあげていたことは注目し値いする。

西欧の都市の起源は多様であったが、アルプス以北で「都市の勃興期」といわれる一二世紀から一三世紀をみても、そこではなお多様であるし、ことに当時支配的であった、教会が世俗権力を掌握した司教都市をみても、そこに抬頭してくる市民との関係は一様ではない。したがって、「都市文化」と称しても、アルプス以北の都市自体が多様であったことはいうまでもないことであろう。だが、それにもかかわらず、この時期に、大陸とイギリスを対比するとき、その間に相違の発生してきていたことは看過しえなかった。

たとえば、特殊イギリスの司教都市の様相を眺めるとき、第一に、対比した大陸、ことにドイツの司教都市の場合と異なつて、司教都市自体が完全に世俗化し、国王の制約内でのみ存立していたことを知る。そして、ここでは、大陸と異なつて、新たに抬頭してくる市民も、世俗化した聖職者支配との鋭い対抗関係にはなく、共に既に世俗権力の頂点に国王をおくことを承認し、裁判を通じてその協調性を保っていたことを知る⁽⁴⁾。したがって、その後のイギリスの都市を眺めるとき、紆余曲折をへるにせよ、ロンドンを除くと、大陸のプロテスタントの基盤になる「都市文化」形成の如き動きは、ここから見出しえない状況にあったといえる。ロンドンの役割は後述の「世俗裁判権」の箇所を検討するとして、トレルチの指摘した、近代精神形成の準備的要素としての中世後期の「都市文化」は、大陸の都市の特徴で、特

殊イギリスでは、その特徴は顕著でなかったところに、むしろイギリスの特性があったといえよう。

次に、イギリスの都市商人が、ロンドンを除くと、大陸と異なって、相対的に土地保有に強く執着したことも、このこととは無縁ではなく、そして、イギリスの資本主義的社会変化が、その後都市からではなく農村から生じてきたことも念頭におきながら、その特殊性を考えねばならぬことを知る。

そして第三に、当時の知的指導層を担った聖職者層の薄さと、⁽⁵⁾その主要部分が、国王の世俗権力への奉仕に専念し、その中央集権化に貢献し、地方的奉仕に関心の薄かったことが、世俗権力たる国王のイニシアティブを容認し、そのことが後に宗教改革をも、世俗権力の担い手たる国王の下に行われ、カトリック教会に座していた聖職者たちが、さしたる抵抗もなく、国王の至上性を受容することの遠因になったということも留意しておかねばならない。

確かに、修道院の開墾とか羊の飼育とか、かかる活動の存在自体は認めうるにせよ、また、教会が都市内に教会領を相当保持したにもかかわらず、⁽⁶⁾その社会的影響力には欠けるものがあつたことは、イギリスに特に顕著であつたものといえよう。⁽⁷⁾

だがその反面、前述の如く、イギリスにおける教会のいわばアングリカニズムともいうべきものが、現実の社会的政治的側面においては、聖職者の国王への奉仕と密接に絡まっていた点を想起すると、聖職者を通じての、あるいは、ローマ・カノン法を通じての世俗社会、あるいは、法制度への影響を大陸の特徴として捉え、イギリスへの影響は殆どなかったとは言い切れないものがあり、中央集権化された制度面で、国王に密着したかかる聖職者の影響力を無視されてよい筈はなく、その点を具体的にフォローすることが、イギリスの制度的特性を抽出する上で必要になってくるものと考え⁽⁸⁾る。

(1) 司教区の登録簿の残存しているのは、ヨークでは一二二五年以降である。Robert Brentano, *Two Churches—England and Italy in the Thirteenth Century*, 1968. p. 291. しかし、かかる限定的史料にもかかわらず、その点を摘示しうることにについては、前出 [a] (i) 注(3)の箇所を Welter Gray の例に言及してゐる。

(2) ロンドンを除く、イギリスの都市の後進的性格については、これまでも各所で言及してきた。イギリスの都市の中で、ヨークは、ロンドンに次いだが、その規模は甚だ小さかった。その都市の性格についても、第一に、そもそも司教都市という性格の有無について、司教都市としての形態をとって機能しうるまでの独自性をもっていなかった。第二に、都市法も、他の都市一般の特色以上のものを持たず、中央集権化されつつあったイギリス法の一環を形成するに過ぎず、ドイツ、とくにケルンのように、商人が司教と対立して、独自の法形成を試みるまでには至っていなかった。外国貿易も、この時期に、外国商人の優位が見られたことについては、これまでも摘示してきたところである。

(3) トレルチ著作集10、『近代精神の本質』、小林謙一訳、ヨルダン社、一九八一年、一二頁。

(4) 司教領においても国王の裁判管轄が強力であったことが想起されねばならない。大陸に比し聖職者の国王への従属性の強い点が、イギリスの特性としてまず摘示されねばならない。では何故かかる現象が生じたのかということが問われねばなくなる。そしてそこに、イギリス独特の聖職者の世俗権力との癒着性が摘示されることになる。そこで、いくつかの推定されうる要因をここで挙げておきたい。

① まずイギリスの主要聖職者の関心事とその世俗権力との癒着をあげうる。前述 [a] (i) ヨーク司教都市形成の経緯」注(3)参照。また、ムアマン、前掲一〇九—一〇頁。リチャード一世治世のイギリスでは、統治を国王の官僚に委ね、しかもその多くは司教であった。そして司教は、教会より国事に関心をもっていた。cf. Harding, op. cit., p. 236. さらに、拙稿、前掲四卷二号。司教の選任権は司教座参事会にあったが、しかし、実態は国王の寵臣からであった。国王によって実質的に選任された司教が、教会より国王に関心をもつのは当然の成り行きであった。一一三頁。また、拙稿、前掲九卷二号九五頁注(4)参照。

② かかる主要聖職者の中には国王と血縁関係を持つものもいた。cf. Poole, op. cit.; [Domesday Book to Magna Carta], pp. 347—8. ヨーク大司教になった Geoffrey の例を挙げうる。彼はヘンリー二世の唯一の私生児であり、一一七三—四年の反乱に対し鎮圧に功績があり、一一八二年からチャンセラーになり、功勞としてヨーク大司教になる。

③ 司教でありながら騎士であったものもいた(司教騎士)。有名なトマス・ベケットがそれであった。拙稿、前掲九卷二号九五頁注(4)参照。

(5) 司教は別として、司祭以下の聖職者の知的水準の低さについては、拙稿、前掲四卷二号一一〇頁以下 [e] 一三世紀の世俗聖職者」の項参照。

- (6) Nicholas, op. cit., [Growth], p. 208. 前出 [(a)(i)] 注(3)参照。
- (7) 拙稿、前掲四卷二号一〇頁以下 [(e) 一三世紀の世俗聖職者] の項参照。
- (8) 拙稿、前掲九卷二号六九頁注(11)では、コート・バロンの処理事案として、ホールズワースは、契約違反、不法侵害、文書誹毀、口頭誹毀、暴行の訴訟を記録上見出し出すことを摘示している。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 184~5. このうち、文書誹毀、口頭誹毀は教会裁判所の管轄に属していたことを想起すべきであり、その点の競合性を検討する必要性はある。また、契約違反もどのような契約違反かが問題であり、promise違反を問う場合は、教会裁判所の管轄であったことを想起すべきである。この点、手付けの法的拘束性から、契約そのものの拘束性を生み出す商人間の契約が、宗教的観念なしには完結しなかったことを紹介した拙稿、前掲九卷二号七六頁注(28)の箇所を想起されたい。
- さらに、拙稿、前掲九卷二号七〇頁注(15)では、バラにおけるコート・オヴ・エクィティの存在に触れている。その存在形態と意義の検討は残されている。
- その意味では、ローマ・カノン法が、後進性をもつイギリス法の形成に具体的にどのような影響を及ぼしたかを探究する必要性に迫られてくる。

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題 序

「第一款 教皇の裁治権」の概観を終わるに当たって、ここで、教会側からこれらの世俗権力行使をどう捉えていたかという点を取り上げておきたい。教会側の世俗権力を行使した際の論理は、世俗権力の整備に関する考察を終わった後に、包括的に取り上げることとして、ここでは、教会が世俗権力の実力そのものの行使を正当化した点、とくに実力行使の象徴としての「戦争」に対する教会の判断基準にかかわる点と、聖職者が世俗権力行使にどのように奉仕してきたのかという点と、その中でも、当時の世俗権力が慣習的にその権力を行使した側面が大であったとき、教義から物事を位置づける教会側が、具体的にその慣習をどう見ていたのかという三点を取り上げて、一応教会の「第一款 教皇の

「裁治権」の項の締めくくりにしたい。

なお、これらのテーマについては、歴史家・法制史家が多くいろいろの観点から既にアプローチしてきた点ではあるが、就中、法制史家である世良晃志郎の問題提起とその研究が、本稿の問題意識に一番近接しているところから、その示唆に負うところが大きであったことを付記しておきたい。⁽¹⁾しかしなお、本稿は、かかる世良の問題意識が、イギリスの事情を捉えるのにどのようなように有意に働くかという課題も背負っていることも付言しておきたい。

(1) ことに世良晃志郎『西洋中世法の理念と現実』、一九九一年、創文社（本書所収の諸論文）。

(一) 「正当な戦争」理論と世俗権力の正当化の契機——世俗権力の権力行使に対する実体的判断基準⁽¹⁾

(イ) 本項の課題

これまで、教皇庁の権威と世俗の権力との関係を見る上で、一三世紀までの教皇の裁治権を主たるテーマとして考察してきた。中世において、世俗的権力が、未だ社会的秩序を觀念的に統率する力を保持していなかった以上、その役割を教会の精神的統一に依拠せざるをえなかったことは、多くの人々によって指摘されてきた通りであり、本稿でも、しばしば言及してきた。しかし、教会の存在自体が社会的存在である以上、教会の裁治権の至上性は、現実には世俗社会の秩序維持のためのイデオロギーになるし、また、教会自体が、そのイデオロギーを背景にして、世俗権力の保有者になる傾向をもっていた。そこに聖と俗の両領域が、現実社会では、区別しえないような混淆領域を生みだし、後世の研究者が、これを「教会の世俗化」と呼び、後期中世の社会的現象の一つの特徴として捉えたことは、これまで摘示してきたところである。⁽²⁾

ところで、かかる状況の中で、世俗社会の諸勢力が社会統率の力を形成し、此岸の中で自らの社会形成のイデオロギ―を生みだしてくる過程の分析の前に、教会の権威が世俗権力との関わりを深めた中で、教会自体が、世俗権力の行使の「正当性」の判断に関わらざるをえなくなった点に重点をおいて、ここでは言及しておきたい。

そもそも社会における究極の判断基準の探究の課題は、力の行使に対する正当性の判断をどのように構成化したかの問題の中にあるといっても過言ではないだろう。しかし、ここで取り上げる力の問題は、単に物理的な力の行使にかかわる問題ではなく、その行使が社会的イデオロギ―と結び付き、社会的支配をもたらす場合のそれとしてである。

因に、かかる力の行使の中でも、すぐれて顕著な力の行使は、まず戦争の際に現われるといってもよいものといえよう。その場合に、力の行使自体を否定しうるのか、あるいは、その正当性をどのようにして見出しうるのか、ということ、ホッブズが問題を提起した如く、社会構成上の基本問題に係わるものと言えよう。そして、このことは法の次元においても基本的な問題となってくる。

いうまでもないことではあるが、法が一定の規範的機能を發揮しうるためには、その法が適用になる社会の状況が、一定の秩序を維持しうる状態になっていることを前提とする⁽³⁾。そのためには、一定の「平和」的安定状況が社会に求められてくる。換言すれば、戦争と自力救済の社会状況からの脱出・止揚が不可欠になってくる。そこで初めて現実的な力の行使から観念的な規範意識の形成への発展が要求されてくる⁽⁴⁾。かかる意味では、「平和」の観念は、単に「戦争」の対立概念であるだけでなく、人間関係を力の行使を媒介とする社会関係から、実力を媒介としない観念による社会関係への再構成を試みる出発点となる、という意義を内包しているものといえよう⁽⁵⁾。近代社会の私的自治の理念が、この「平和」の観念を基底におくことはいうまでもないが、さらにまた、この観念は国際社会においても追求されている理念であることは言を俟たないであろう。但し、この問題は、人間社会における存立の基礎的条件であるにも拘わらず、

今日なお論争の種になっていることは、法律学に携わる者として絶えず念頭におかねばならぬ点であろう。単に国際社会間における「平和問題」としてではなく、人間の生存条件に関わる問題であり、究極において、人の生存において、「力」の行使がどのような形で克服しうるかという問題を含み、そのために現代でも多くの人によって論ぜられてきているところである。⁽⁶⁾

しかし、後に言及するように、後期中世においても、ヨーロッパの諸地域における世俗の支配者層間では、その原因はともあれ、戦闘「私戦・私闘」状況が普遍化していた。⁽⁷⁾そのことを、法的表現を借りれば、なお戦争と自力救済の世界が基本であったとさえいえる。尤も、その戦闘状態は今日の状況から見れば、未だ火器の発達をみず、極めて牧歌的な状況であったため、二〇世紀の大戦の経験を基に国民的規模の戦闘を想定する誤りを犯してはならない。しかし、その戦士の供給源、戦費の調達源を考えると、たとえ一三世紀から傭兵制度への移行が顕著であったとしても、関係住民にとってはまったく無縁な戦闘であったと言い切れぬものをもっていた。ことに、征服という事態、あるいは、徴発あるいは戦闘のための貢租公課（援助金を含む）の恣意的な徴収という点を考えると、かかる権力の行使者に対し、地域住民はやはり被支配者、被抑圧者ないし被収奪者、そしてなんらかの意味で被害者の立場にあった側面が大きい。そこから、「安住の地」「平和」の要望は当時において極めて重要な住民の願望であったことが看取される。

このような状況の下で、その願望の担い手になる資格をもったのは、それが観念的次元に止まったにせよ、西欧社会にあってはキリスト教会であったことは、歴史的事実として無視しえないであろう。「神の平和」「神の休戦」の意義は、法を語る場合に、決して無視しえない重要な要素であったといえる。また、事実、この「神の平和」「神の休戦」を契機に一定の社会的秩序が形成された側面であったことも見逃しえない。⁽⁸⁾しかし当時においては、「力」に対する「平和」の観念は、教会の「平和」論に依拠するのみで、人間の生存との関連においてこれを捉えようとする論理的構成は未だ

試みられていないことにも留意しておかねばならぬであろう。その理論化の萌芽は、その後の自然法思想を媒介にすることによってやっと開花するようになったが、その後もなお必ずしも精緻化され完成されてはいない状況にあり、今日でも極めて重要な問題であると認識されうる状況にはな⁽⁹⁾ってきている。

しかし、この点、後述の箇所「第二節第二款一(一) 領域的主権論抬頭の意味」で考察したいと考えているが、本項では、「神の平和」「神の休戦」の主張の法に対する影響を考える前に、世俗の戦争を教会自体が正当化(不当化)するという一定の識別作用を行ったことは、かえって「力」に依拠した世俗社会の権力そのものの正当化論をもたらすことにもなったので、その点、教会の正当化の論理に言及しておくことが必要になってくるものと考え、この点だけここで簡単に取り上げておくことにした。

ところで、この点に関しては、すでに優れたわが国の研究書として、山内進『掠奪の法観念史—中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』⁽¹⁰⁾がある。尤も本項は、「平和」一般論を取り上げるべき箇所ではない。本項に関わる課題は、キリスト教会の立場と、力の行使の関係をとくに見ようとするものである。換言すれば、一体、キリスト教の「愛」を原点において人間相互の平等関係を説く立場と、現世の力の行使とをどのように論理的に調和させていたのかという問題意識から、力の行使を何時誰が是認したのか、その判断基準はどのように立てられたのかという点を瞥見すること⁽¹¹⁾を課題としようとするものである。その点、山内は、旧約聖書からは、力の行使を是認する箇所を見出しうるのに対して、新約聖書では、この問題に触れる箇所は少なく、かえって、これを否定する箇所を見出しうるという。だがその上で、これに対して、優れてこれを肯定する理論を打ち出したのがアウグスティヌスであったと指摘する。山内によれば、「アウグスティヌスこそキリスト教的正戦論のもっとも代表的な創始者であった」ということになるし、この点は、一般的な承認を受けている説といえよう。⁽¹²⁾

アウグスティヌスの論旨そのものには、専門的に研究したことの無い私としては、深く立ち入りえないが、この論理の根底には、彼岸における救済を望みながら、此岸における行為規範を認容しうるとするキリスト教会の立場に、戦争の是非論を持ち込むことによって、此岸の中にその行為の実質的判断基準を設定する契機を生むことになった点があるということだけは、ここで摘示しておきたい。確かに、アウグスティヌスの言は、「神の命令」に依拠してその論理構成をしているが、それが、彼岸における救済論とどのように結合しうるかということは、必ずしも明らかにしていない。しかも、この正戦論はその後、グラチアヌスによって法的世界に組み込まれてしまったという⁽¹³⁾。

この点に関する中世後期におけるキリスト教と世俗の「騎士制度」との関連からみたジャン・フロリの「中世フランスの騎士」は、その一章に「公教会、戦争、戦士」の項を設け、キリスト教の立場からの「戦争の聖化」の問題を取り上げている点は、著しく興味深い示唆を提示している⁽¹⁴⁾。

そこで、ここでは、先に触れた如くも「神の平和」「神の休戦」論とそれらの見解がどう調和しうるかという点が問われねばならなくなる。正しくその論理構成如何で、この正（聖）戦論は、世俗権力自身の力の行使の正当化理論に転化しうるからである。この点にすぐれて関係するマリシリウスに顕著な「神の平和から君主の平和」論は、後述の第二節第二款「社会意識の変容」の中で取り上げるとして、ここでは、その前提となる力の行使の典型としての戦争について、教会内に、力の行使に対する実質的判断基準を持ち込んできていること自体を問題にしたい。

因に、後期注釈学派を代表するバルトルスは、彼の公法分野で、虐政、不正な戦争および法の蹂躪を等しく暴くこと⁽¹⁵⁾によって中世的秩序の潰滅を速めたと指摘したといわれている。このことは次の時期にかかわる問題であるが、ここでそれらのテーマが同一範疇で考えられていたことを念頭におくことも大切ではないかと思われる。

ところで、戦争をキリスト教的立場でどのように正当化しうるかという問題が問われる以前に、既にローマ哲学者の

中に、「正当な戦争」の理論を發展させていたものがあるといわれているが、ここでは取り上げないことにする。そして、キリスト教の立場からその論理的基礎を与えてきたのは前述の如くアウグスティヌスであったという時点から問題にしたい。⁽¹⁶⁾そしてこれに関し、一一世紀に、後に言及する「神の平和」と「神の休戦」の論理が唱えられ、戦争の諸因果関係を修正する試みがなされてきたことから問題にすることにする。因みにそれは、「平和」は、社会的弱者を保護し、「休戦」は、キリスト教関係の行事日には武力を用いない一時的戦争制限を意図することによって始まったといわれている。しかしそれにも拘わらず、その後、教会が、戦争ないし力の行使を正当化する論理をどのような形で引き出してくるかというところに正に問題はあるし、それが結果的には、かえって力にたいする正当性の概念を付与してくる所以にもなってくるし、それがさらに、世俗的権力が力の行使に関して「権威」づけられる所以にもなってくる点を、ここでは留意しておきたい。

では、本項の本題に立ち戻って、教会の立場から、世俗社会の力の行使をどう処理していたかを問題にしてみたい。まず教会も社会的存在である以上、社会的「権力」を保持した側面を捨象して考ええない。教会の「普遍的権威」からその世俗的権力の正当性を論理づける前に、そもそも教会自体がなぜ世俗的権力を保持せねばならなかったのかという問題があるだろう。しかし、この点は既に問題として提起している。しかしなお、そこでは、必ずしも教会の保有する「権力」の正当性の論拠を示さず、後述の問題とした。⁽¹⁷⁾そこでここでも、この点を留保しつつ、教会の「普遍的権威」からその世俗的権力の正当性を論理づける問題だけを取り扱うことを断っておきたい。

そこで中世におけるこの問題を考えるに当たって、特にデクレティストたちが「正当な戦争」の定義づけを行うとしていたことに注目しておきたい。⁽¹⁸⁾そもそも犯罪あるいは道德違反から正当な権威維持へ視点を替えたのはフグッチオだったといわれている。⁽¹⁹⁾そしてそれは、まさに十字軍の正当化の論理であった。しかもそれは、さらにデクレアリストた

ちによって精緻化されることになったという。⁽²⁰⁾この点の重要性は、一〇世紀に起った民衆参加の平和運動が、一二世紀末を最後として、一旦史上から消え去ったと言われることにも関連する。なるほど、この問題は後に触れる如く、国王の治安の観念、あるいは、都市のコミュニーの誓約に転化していく側面をもつといわれるが、一三世紀初頭の第四回十字軍やアルビジョワ十字軍によって、その精神が烏有に帰したことに⁽²¹⁾も関連するといわれている。そして、再び平和論の抬頭するのが、先に触れたマリシリウスであったと言われている。⁽²²⁾

ところでこの問題からいろいろの副次的問題が派生してくる。ロビンソンは、この問題は、「権威」の観念が「服従」の問題をどう取り扱うかという問題を孕んでいたという。換言すれば、「臣下は、主君へ貪欲から発した戦争に拘束されるのか？」という問題を含んでいたという。⁽²³⁾

この問題に関連して、さらに派生的な問題ではあるが、一体捕獲権をどう考えるのかという問題も提起されてくるし、⁽²⁴⁾そこでまた、正当な戦利品という観念が正当な戦争という観念それ自身に結合されてくることにもなる。⁽²⁵⁾しかし、この問題は、本稿の課題からいえば側道に入るので、ここでは「服従」の問題だけに止めておきたい。

ロビンソンは、「一体臣下は、貪欲から戦われた戦争において、彼の領主に従うことが拘束されたであろうか？」という問題を発している。そして、この問題は、本質的には、今日の問題として考えられうる要素を含んでいる。ところで、この点に関するカノニストの意見は存在するが、制度的に権威づけられたものがあるわけではない。そこで、ここでは、カノニストの中で、イノケンティウス四世（在位一二四三—五四年）の見解のみを紹介しておきたい。ロビンソンによれば、「教皇としてより、カノニストとして語ったイノケンティウス四世は、正当ならざる戦争で戦うよう召集されたことに従う封臣に、彼の領主から戦争において彼が喪失したものを回復するための命令に基づいて行動することを特定の否定した。」「イノケンティウスは、かくして領主と封臣の関係を命令者を被命者の関係に等置した。彼は、

不道德な基礎をもったいかなる契約も強行されえないというローマの根拠に基づいて彼の結論に到達した。その系は、封臣は正当ならざる戦争に参加を強制されえないということ、また、彼の領主がその目的のために彼に対して取った手段はそれ自身不当であるであろうということであった。⁽²⁶⁾ かくして、正当ならざる戦争における「不服従」の論理がここでは展開されてくる。

ここで、これらの点につき、具体的に一つの示唆を受けるものとして、パコーの「十字軍」とイノケンティウス三世にかかわる肯定論にかんする叙述が興味をひく。パコーによれば、その論理は、最初は、一一世紀と一二世紀の理念と主張の固定化をはかるものであった⁽²⁷⁾。それは、その企てそのものは、現世的なものであったとしても、その当時は、純粹に宗教的要請として組織化されたものであった。それは、教義にも道德にも関係なく、「キリスト教徒に聖地巡礼をすることを可能にするためにかつてキリストの生きていた場所を解放することであった」。そして、その意味でのみ、十字軍は靈的性格を持ち、教会の裁治権に関係するものであった⁽²⁸⁾。しかし、イノケンティウス三世は聖地エルサレムに対する「宗主権」を要求し、教皇がその地に恒久的な権利をもつことを主張し、そこに世俗的な最高の裁治権を確立しようとした。この事実こそが、教皇権の世俗権力を強め、イノケンティウス三世が世俗的権力の要求を可能ならしめる結果を招いてきた⁽²⁹⁾。換言すれば、かかる戦争の正当化は、世俗権力行使の正当性を教会裁治権と結合させ、教会の世俗権力の行使の拡大の口実を与えるに至ったものと言える。それは、教義からではなく、イノケンティウス三世の政策の結果として生まれてきたものである。それは、観念的には、聖俗両域の区別と世俗権力の自律性を認容し続けていたとしても、靈的なものの防衛を口実に世俗権力領域にまで、教皇の権力を介入させ、例えば、教義からは演釈しえない国王や皇帝の指名あるいは廃位の権利を要求する根拠にまでなった⁽³⁰⁾。

ところで、私は、この十字軍の聖地に対する宗主権の要求は、結果として、単にキリスト教社会内での論理としての

みならず、宗教的相違の存在する地域における軍事権の行使の正当性の論拠を事実上与えたのではないかと思料している。そこでは、征服をも正戦の論理で浄化されうるし、換言すれば、異教徒支配からの解放と、そして、キリスト教圏内への包摂の論理をもってその征服の正当化の論理となしうるに至る。その点は、今日なお一国の戦争の正当化に、論理構成こそ異なれ、その基盤を与えたものではないかと思料している。⁽³¹⁾

(ロ) 教会権力の世俗化と世俗権力の神聖化による一元化状況の発生

この戦争における正当化・不当化の論理は、単に一定の戦争「例え、十字軍」に止まらず、世俗権力の行使一般の正当化の有無の問題にまで、教会が介入する契機を生み出してきたことはすでに示唆した。そしてそれは、一三世紀に、現実の社会において、教会権力の世俗化と、またそれが逆に世俗権力の神聖化を僭称する契機を作り、聖俗社会同質化現象をもたらしてくる契機にもなってきた。ここに、一体それは、キリスト教の教義から純粹に演積されてくるものであったのか、ひいては、そもそも理論的にどのようにそれは論拠づけられ、そのためにそのような事態を教会は肯認しうるようになったのか、という問題が改めて提起され、ここにこの問題への言及が必要になってくる。尤もこの問題については、序論で問題提起だけはしておいたが、⁽³²⁾ここでは前述の観点から些か具体的に言及しておきたいと考える。⁽³³⁾

なおこの問題の発生は、そもそも当面の考察時期以前に属していたが、この時期において、いろいろの形で、教会の世俗権力の支配に関わる聖俗二元構造に決定的影響を与えてきているので、一三世紀を中心にその点に言及することにしたい。

さらに、この問題は、後述の如く、皇帝が教皇から冠を戴くことにより、その「聖」的性格が主張されうるという次元の問題ではなく、世俗権力の担い手一般も、また戴冠という行為がないのにも拘わらず、その「聖」的存在であること、すなわち、「権威」を主張しうるようになったこと、換言すれば、世俗権力の神聖化、ひいては絶対化の主張が抬

頭してきたことの前提的問題でもある。

そもそも、世俗的権力が「権威」を獲得する契機の一つは、対内的には、支配地域内において、一般の自力救済を禁止することによって、他者と質的に異なった裁治権を独占しようとすることにより（＝他の世俗権力に対する「公」権力化）、もう一つは、対外的に、戦争の「神聖化」、「正当化」に関し、力の行使に対する大義名分の主張を独占的に取得することにかかわっていたといえる。

先に触れた如く、具体的には、十字軍の遠征等を契機とする戦争の正当化の論理は、単に「戦争」の範囲に止まらず、国内的に、臣下等が領主等に服従するのみならず、究極的には「国王」に服従する関係をもつという、観念的に確立された統一的「服従」の論理構造を生む契機になり、国内における力の支配に対して、世俗権力たる「王」の「権威」を確立する過程を生み出すものであった。⁽³⁴⁾そしてそれは、世俗社会において、紛争を単に力関係によって決着をつけるべき問題とせず、その紛争の勝利者もまた勝利の「正当化」の論理をもつことが要求されるに至った。⁽³⁵⁾そして、その論理構造の中には、世俗社会における力の行使を「聖」的次元でどう受け止めうるかという問題を含んでいたし、ひいては、先にも問題を提起したように、聖俗の二元構造から世俗権力そのものの「聖」化の論理をどのように導き出しえたかという問題も含んでいたといえる。⁽³⁶⁾

そこで項を改めて、「世俗権力の正当化と聖職者の係わり方」を問題としたい。

(1) 「正当なる戦争（正戦）just war, bellum justum」概念については、cf. Robinson, op. cit., p. 80 et seq. 「ローマの哲学者が正当なる戦争の理論を発展させ、かつ、聖アウグスティヌスが、キリスト教徒のために提起されたこの問題に長い考察をあたえた。」という。八〇頁。

また、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 5, p. 25. 「一六一—一七世紀初期」と「国際法」の項目、就中、二八—九頁「中世的観念」の

箇所の中でこの問題を取り扱っている。「戦争の合法性は全中世を通じて議論の対象になった。初期の教父は戦争反対を宣言していた。しかし、アウグスティヌスがそれは正当でありうることを認容した。彼の意見はグラチアヌスによって追隨された。そしてその意見は、戦争がキリスト教徒の間でたたかわされようとも普及した。」二一九頁。

正戦と聖戦の概念の相違の有無は未検討であるが、キリスト教大辞典、前掲六二八―九頁では、次の如き指摘がある。すなわち、「聖戦（英）Holy war（独）Heiliger Krieg. 神ヤハウェがその救拯計画を果たすためになすいくさ（出一五―三、特に二四―八、民一〇―三五、三六、サム上四―三―八、一七―四五、一八―一七、二五―二八↓イザ一三―三、申二二―一四）。イスラエルの出エジプト、荒野彷徨、カナン侵入時代の戦はもとより、王朝時代の防衛戦争もみな聖戦である。しかし、神の救拯計画の器として選ばれたイスラエルが罪におちいった場合には、神は敵を起して選民をこらしめる（イザ五―二五―三〇、エレ五―一五、アモ六―一四）。選民はこの戦にはさからうことができない（エレ二二―一―一九↓二七―六）。しかし、神は、選民をこらしめる器として用いた国民がごうまんにおちいった場合には徹底的に彼らを亡ぼす（イザ一〇―五―一九、一四―二四―二七、エレ五―一五九―六四）。このような聖戦の思想の根底には、神は義にして歴史の支配者であるという信仰がある。聖戦の思想と聖戦の規定については、特に申二〇―一―二九、二三―九―一四、二五―一七―一九など参照。この聖戦の思想は新約聖書にはない。しかしその後のキリスト教史において、戦争を正当化する際にしばしば用いられた。たとえば十字軍が神のための聖戦であるとはじめは参戦した騎士たちによって主張され、のちには教会によっても強調された。」（傍点筆者）。六二八―九頁。

なお、法学における実質的判断基準は、形式的判断基準に対する概念で、訴訟形式の適合性が至上性をもつ後者に対して、本案に立ち入って審理する需要が生まれてきた場合に必要になってきた。それは、究極的には、近代法における実体法という概念に昇華してくるものといえよう。ウェバー『法社会学』、前掲九九頁参照。但し、実体法への結実は、却って、実質的判断基準を法規範化することにより形式的判断基準化する契機にもなってくる。さらに、それが法と道徳律の分離という近代法の特徴にもなってくることも、最後に言及しておきたい。

(2) 「秩序のイデオロギー」の箇所で、聖職者がその担い手として登場することを摘示したが「拙稿、前掲九卷二号七六頁以下」、その半面、聖職者の世俗権力の行使に対する判断基準を霊的次元に持ち込んだという側面を無視することはできず、そのことに対する評価として、Helmholz, op. cit., [Spirit], p. 339 [教会裁判所と国家の裁判所における協力と強制]の指摘のあることを付言しておきたい。

なお次項の「(二) 世俗権力の正当化と聖職者の係わり方——「権威」と「権力」の癒着の理論的契機」で、具体的に注釈学派とカノニストの世俗社会への係わりを一般的に問題にしたい。

この点に関する問題提起としては、すでに拙稿、前掲三卷二号四九頁、五三頁で言及している。また、前掲六卷一号六八頁以下

「世俗に対する管轄権競合問題」でも一部言及しているが、包括的には「第三款 教会世俗裁判権の論理とそれへの挑戦」の項へ譲りたい。

(3) 河上倫逸・M・ハーダー編、『ドイツ法律学の歴史的現在』、一九八八年、ミネヴァ書房、二二頁以下「2 平和秩序としてのドイツ民法」参照。「私法秩序は、通例、家屋敷の中とか商取引の場とかにおいて営まれる社会生活が平和的に推移して行くなかで妥当するものである。」と言っているのは、平和でなければ私法的生活さえ成り立たないことを指摘したものと受け取られうる。「後述の「世俗裁判権」の「序」参照。」

なおミッターイスリーベリッヒ、前掲三二八頁以下「第三章 法源」[二一 ラント平和令]参照。
またミッターイスリーベリッヒ、前掲五六頁では、以下の指摘がある。

「ジッペを超える」人民平和 Volksfriede なるものは、ジッペの平和 Sippfriede よりも新しいものである。人民平和が成立しうるためには、まずもって、血警団体の形で現われるジッペが、実効的な部族の統一によって制御されることが必要であった。この場合、形成途上にあった国家権力はキリスト教の諸観念を有効に利用している。」

なおここで、後の叙述のために、私の「平和と法と秩序」の關係にかんする問題意識の一端を述べておくことにしたい。

① 近代法において「私的自治の原則」が支配する社会的条件としては、私的救済の禁止（自力救済の禁止）が前提となる。したがって、この中世後期に次第に裁判の制度的確立がもたらされてくる過程は、同時に私的救済の禁止から公的秩序形成への過程が裏腹になっている。

② 秩序維持という直ぐに刑事制裁が念頭に浮かぶが、制裁という権力行使が正当化されるためには、裁判制度の確立とそれによるサンクション「聖化」の過程が必要になってくる。ところで、中世後期における教会裁判所において、かかる点の経験的蓄積のない場合には、ローマ法における民事訴訟がモデルになって制度化されたことは、前にも考察した「拙稿、前掲四卷一号三一頁以下参照」。そのことは、とりもなおさず裁判におけるルール化が、平和的状况の造出とその下における平和的争訟解決のための訴訟手続のルール化を意味したものと受け取ることができる。

③ さらに、一三世紀においてなお残存した決闘裁判は、力の決着にはかならなかったが、その禁止過程は、力の私的行使の禁止を意味し、そのことは平和的願望を社会が受容したことを意味する。それは、法が必然的に一定の社会規範として持続性をもつためには、個人間における「平和」的状态において、第三者の判断と力（公権力）の行使を容認することを意味したものと考えられうる。かかる意味では、法は「平和」を前提にせねばならぬ要素をもっているものと考えるのが妥当ではないかという問題意識をもっている。なお、神判とこの「平和」の問題については、拙稿、前掲五卷二号一七九頁注（3）参照。

なお渡辺節夫『西欧中世社会経済史関係資料集』、杉山書店、昭和六三年、四九頁。「平和の諸制度」に関し、以下の如く述べてい

る点は、当面の問題に関し、側面から照射するものといえよう。

「ポチエ近郊シャルーの近郊シャルーの宗教会議（九八九年頃）がこの運動の起源と見られる。最初フランス南西部アキテーヌ地方に広まり、やがて、一〇二〇年代以降、ブルゴーニュ、北フランスに及んだ。ロレーヌを経てドイツに浸透するのは一一世紀末に過ぎない。イングランドはこの運動の影響を全く受けず、イタリアでは発展しなかった。この運動は王権、諸侯権の希薄な地域で特に発展し、反権力的な運動としばしば結びついた。これは、教会の主導の下で、人と物を特別な保護の下に置くことにより、暴力行為を制限し、平和秩序を守ることを本来目的としたものであったが、一二世紀には、王権の『平和令』を権威づけるものに変容せしめられた。」（傍点筆者）。

なお法と平和の問題については、数多くの論文が存在するが、若干側面から示唆を受けたものとして、ドイツに関しては、河上倫逸『ハーダー、前掲二六頁以下』³ ドイツの平和概念の発展」参照。木村・山田・成瀬編、前掲『ドイツ史』、一九六頁以下「補説9。『神の平和』と『ラントの平和』」参照。アルトゥール・カウフマン、『正義と平和』、竹下賢監訳、ミネルヴァ書房、一九九〇年、九七頁以下「7 暴力の問題」。

またフランスに関しては、マルタン、前掲二〇五頁以下「九八項 私戦権。九九頁 私戦に対する反動。一〇〇項 王権の遅ればせの介入」。「一〇五項 訴訟手続、裁判決闘、救済手段と裁判収益」の項参照。

イギリス法に関するこの点の探究としては、高柳賢三、「イギリス法案の誕生」、『法協六〇巻八号六頁以下。「最後に王裁判所の発展史—それは同時にコンモン・ローの発展史を意味するものである—において、又特に刑法、民事不法行為法の発展史において最も重要な概念をなした『王の平和』King's Peaceの思想は、アングロ・サクソン期に遡るものである」と指摘している。ただ高柳の指摘は、アングロ・サクソン期の諸々の「平和」、例えば、「お寺の平和」Church Peace、「住宅の平和」House Peace、「集会の平和」Peace of the genot、「市場の平和」Peace of the Market、「森の平和」Peace of the forest、「祝祭日の平和」Peace of the Festival、「軍隊召集の平和」Peace of the Gathering of the Army、「城内の平和」Peace of the Walled Townを列記し、「これらの色々の平和のうちで、コンモン・ローの発展の見地から最も重要なものは『王の平和』King's Peaceである。」と指摘し、そして、「アングロ・サクソン期に於ける王の平和は、まず『王の面前の平和』から『王宮』へと拡張され、さらに『一定の道路』へと拡大された。初めはロオマ期から存在した『四大街道』に、次に『軍用の道路』に、そして最後には『すべての公道』へと拡大された。」「又王の平和は他方『王の重臣』に拡大され又一定の人に対し王の平和の特権を付与された。デインの支配した時代には、すべてデインは王の平和を受けたのである。かくして最後に王の平和はすべての種類の『平和』を吸収して、『一般平和』となったのである。」という。この記述は、イギリス法におけるゲルマン法的要素の残滓を強調せんがためのものであるので、若干「平和」概念のみを取り上げ抽象的に歴史的発展経過を叙述している感があり、私の念頭に描いた図とは必ずしも同一であるとはいえないこと

を断っておきたいが、参考にはなろう。なお、前にも摘示した Maitland, op. cit., [Collected Papers], vol. 2 [The Peace of God and the Land Peace], p. 290 et seq. という興味深い論文がある。

なお戦争と平和の関連について、「神の平和」に結び付けて「神の休戦 truce of God」の問題が存在するが、ここでは省略する。因に、ドゥフロウ、前掲五〇七頁以下、「結び」の章の中で、以下の如き叙述を展開していることは、著者が現代のルーテル派に属している研究者であるにもかかわらず、当面の問題に関係し興味深いものをもっているので、引用しておきたい。

「ルターは私闘の制度を保つことに反対して、帝国法の改革に賛成していたが、その改革はその本質上、近代国家の成立にとって特徴的な、権力の独占であった。それによって試みられた政治的諸関係の合理化は、その中世的な起源において基本的には平和の運動と結びついており、そのようなものとしてルターの理解を受け、また促進されてもいたのである。」「だが同時に、このような経過に伴って、自分本来の保護権を公人に委ねた人々の権利が守られねばならなかった。」五〇七頁。

そして、ドゥフロウは、「可能であれば、当時ルターが私闘に対していたよりもっと鋭く、今日キリスト教界は、国家その他のグループの利益貫徹のための戦争を容赦なく非難し、力の国際的な抑制の方向にあるあらゆる努力を支持しなければならない。そうしないと、地球の住民の大部分が生き残ることは危うくなるからである。」と述べている点も、著者の戦争観を現わしているものとして付記しておきたい。五〇七―八頁。

この点は、さらに後述の注(31)で言及する。最近のローマ教皇の十字軍の「正戦」論に対する特別ミサによる自己反省とともに、キリスト教と戦争を考へる場合に留意しておきたい点である。

これを要するに、私は、「平和」概念と「法」との結合は、西欧の近代法を研究する場合に重要な要素をなしていると思っている。グロテウスの「戦争と平和」論に象徴されるように、「法」が「平和」概念に結び付くところに、西欧近代法の発展過程における一つの特色があるという印象さえ私はもっている。反対にわが国の法律学において一体どれほど「法」が「平和」概念と密接であったかを論じているものがあつたらうかという印象ももっている。私の探索の浅さかも知れないが、法が権力を拘束するという観念、すなわち、「法の支配」の観念がわが国の法律学で、なかなか論じてこられなかった所以の一端がここにあるのではないかという問題意識をもっていることも付言しておきたい。

- (4) 井上幸治編、前掲「フランス史」八七―八ページ「神の平和」参照。マルタン、前掲一九七頁以下「九三項 私戦と城の増加」、七五九頁以下「第一部 私的暴力の禁止」「三七五項 私戦に対する闘争、三七六項 一六、一七世紀における私的暴力、決闘」参照。

cf. Swanson, op. cit., p. 142. 「中世イギリスの王の第一の責務の一つは、平和を維持することであつたし、また、その具現化は、広汎な活動に対する裁治権の行使を求めた。これらは、結果的には、二つのブロックに要約されうる。すなわち、犯罪と財産がそれ

である。両方の事案において、平和の要素が強力であった。……」一四二頁。

なお山内進、『掠奪の法観念史』中、近世ヨーロッパの人・戦争・法』東大出版会、一九九三年、二七〇―四頁。「神の平和」「神の休戦」とグラティアヌス教会集との関係に言及している。

また拙稿、前掲三巻二号一〇頁以下「第一節 教皇庁の権威と世俗権力」、とくに一二頁で、これに関連する問題点を摘示している。

(5) 戦争と平和という二元論で捉えることは、一般的な見方かも知れないが、私は、人間の平和への祈求を人間の生存への欲求と結びつけ、戦争の上位概念にしたいとする要請を、人間のソフィスト化された本能的欲求と地位づけたい。その限りでは、平和を戦争と同次元におく思潮には同調しないし、本稿もその論証を一つの課題としている。

なお世良晃忠郎、『西洋中世法の理念と現実』、一九九一年、創文社、二一六頁以下「七 封建社会の法・社会思想」、とくに二四八頁以下「一一・二世紀における思想的変革」の箇所参照。二五七頁以下の「キリスト教的騎士道精神」の項では次の如き指摘がある。すなわち、

「ところで、平和運動の進展にともなって、騎士はいいいかなる立場におかれたであろうか。実力の行使が原理的に否認されるとするならば、騎士の武力はその存在意義を失うのではないであろうか。」二五七頁。「ここでも教会側はきわめて賢明であった。教会は、キリスト教的騎士の理想像をうちだすことによって、騎士の存在理由を正当化したのである。すなわち、騎士は、教会を守り、正統信仰の言及をたすけ、異教や異端を攻撃し、貧者・弱者の味方となり、不正の暴力に対抗して平和の維持に努力すべきものである。」二五七―八頁。「もしそうでないなら」と一世紀の人ストリのポニヅはいつている。『騎士の身分はキリスト教徒のあいだにおいてよけいなものになるであろう』と。「このキリスト教的な騎士道精神が騎士のあいだに実際に浸透していったことは、一世紀なかばころ以来、騎士の叙任式が強い宗教的色彩をおびてきたことからもうかがえるのである。」また、それが十字軍運動の一つの基礎をなしたことは、すでに周知のとおりである。」二五八頁。

「教会は単に騎士の存在理由を弁明しただけではない。」「教会は、さらに進んで、騎士に積極的な任務を課し、かくしてかれらを教会の目的のために動員したのである。すなわち、教会は、右にあげた騎士の任務は、以前には、もっぱら『君主』の任務と考えていたのであり、個々の騎士の任務とはみなしていなかった。もちろん、君主がたとえば異教徒に対して戦うとき、騎士たちもこれに協力を要請されてきたわけであるが、騎士たちはこの戦争における殺人について、やはり贖罪の義務があるものと考えられたのである。」「いまやこの『君主』の任務が、直接に個々の『騎士』の任務とされ、『聖戦』において贖罪の義務は免ぜられることになった。」「第一回十字軍が、君主の参加なしに、騎士の運動として起こされたことを想起されたい。」二五八頁。

今野国雄『ヨーロッパ中世の心』、NHK出版、一九九七年、一二三頁以下「第三章 戦争と平和——「神の平和」と十字軍」参

照。

この点はなお、後出注(31)参照。

力と観念の關係に関して、さらに、興味深い指摘として、A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 2nd. 1914. p. 2. 以下でヒュームの言を引用し、力と与論の關係について論じているが、その論旨は、本文で指摘したごとく、力と観念の關係の問題を含んでいる。尤も、ダイシーもまた、観念が力をどうコントロールしうるかという方法論は示していないが。

なおグロテウスも戦争と私戦の区別は、力の行使という点で、同範疇にあるものと捉える。大沼保昭編、『戦争と平和の法——フーゴー・グロテウスにおける戦争、平和、正義』、東信堂、一九八七年、一四四頁「第四章 戦争」(大沼保昭執筆)。

(6) 例えば、カウフマン、前掲「正義と平和」は、かかる関心の結果と受け取られうる。なおジェラール、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」二二二頁以下の「戦争」の項目は、中世の戦争に関する諸側面を要領よく纏めており、この問題を考える一つの参考資料になる。

さらにこの問題に関する私見として、簡潔に付言すれば、自然現象における「力」の不可欠性の問題と社会現象における「力」の存在の必要性の有無の問題を短絡的に結合させて論じたり、また、短絡的に次元の異なるものとしてその關係を捨象して論じるところから、社会における「力」の必要性の有無とその止揚可能性の検討がなおざりにされてきたために、現在のこの問題究明に関し混乱を深めているのではないかというイメージを持っている。

(7) 塚田富治、前掲「政治家の誕生」、五八頁以下「暴力による支配」。なお、拙稿、前掲七卷一号一六五—七頁注(5)。私戦と私戦の禁止、フェーデと賠償金に触れるが、私的暴力、決闘というものが、禁止にもかかわらず、なかなか消滅しなかったことに言及する。

(8) ジェラール、前掲六二—三頁「神の平和」の項参照。
「九八九年のシャルル教会会議において、司教たちは、戦士たちに、聖職者や貧民を襲ったり、その財産を脅かしたりしないことを約束するよう求める。」「一〇一一年のポワティエ教会会議では、保護対象が未亡人や女性にまで拡大される。」「一〇一九年のヴェルダン・シエル・ルルドゥーブでの教会会議では、二四箇条の協約が作成される。」そして、「特定の状況や特定の場所」、「また典礼曆上神聖化されている特定の期間中の戦いを、不法行為とみなす」。

しかしこの「神の平和のイデオロギー」(ジョルジュ・デュビイ)は、ごく単純である。「国王たちは、かつて神から平和の維持を委託されていた」が、一〇世紀の混乱と権力崩壊時代に、その任務を遂行しえなくなったので、「神が、諸侯の支援をうけた司教の仲介により、命令権をとり戻すのである」という。したがって、ここでは、戦士たちの「誓約」が「制度の鍵」をなすという。六二頁。

そして、「神の平和運動は、一〇四〇年までに、城砦を所有する戦士階級を、ほぼその管理下におさめるようになる。」六三頁。尤も、教会は「戦士階級の好戦性」を、「せめて教会以外の対象に向けさせよう」としたに過ぎず、ここに『十字軍精神』を醸成したともいう。六三頁。

ただ本稿との関連で重要なことは、ジョルジュ・デュビイの指摘した如く、この制度が「農民たちにも大きな波及効果をもたらさし、「無防備な財産への暴力的攻撃が、戦士たちの魂にとって危険であることを指摘する一方で、その代償としての平和的収奪を、すなわち領主たちによるあらゆる取り立てを正当化」したことである。六三頁。

そして、「諸侯が、なかでも北フランスやカタルニア諸地方の諸侯が権力を徐々に回復するにしたがい、神の平和は、公の平和となり（ノルマンディでは）、伯の平和となり（カタルニアでは）、そして王の平和となった。一一五五年、ルイ七世はソワッソンの集会以『王国全体の平和』を宣言し、家臣たちにもそれを宣誓させた」という。六三頁。

尤もそこでは「神の平和」が「王の平和」への移行過程を示しているが、なら「平和」から「秩序」への転換についての理論的討議はなされず、政治的力学的作用の結果としての「平和」概念のみが浮かび上がっている。

その点、渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』、東大出版会、一九九二年、一九三頁以下「5 貴族制社会の発展と『神の平和』運動」では、貴族の権力的支配の正当化と平和運動の利用に言及している箇所は参考になろう。

また岩波講座、前掲『世界歴史10』、一一—一三頁「総説（堀米庸三）」は、「神の平和」から「国王の平和」への移行過程について言及する。

「この関連においてとくに重要なのは、国王の国内平和に対する責任である。封建社会において、自由と自衛は楯の両面をなす。封建身分の自由とは究極的に自衛能力の所有にあるのであり、それをもちえないものはこれを有するものに従わねばならない。これが法的な出生身分をこえた封建社会の自由の原則である。この意味で封建社会とはつねに武装しつつある軍事社会にほかならない。国王の平和に対する責任も直ちにこれを変えることができず、中世における裁判と法は最終的には武力による。しかしこれも社会の組織化とともに統制の対象とならざるをえない。」一一頁。

「この統制はしかし何人もそれに対する明示的な優越的権限をもたない——決議の全会一致制はそのあらわれ——以上、人々の合意にまつほかはない。この合意の取付けに最初のイニシアティブをとったのはクリュニーから出た宗教運動で、一〇世紀以来、特定の人的・物的対象を定めた神の平和が定められる。その最初の大規模な試みはフランスのブルジュエ大司教管区で誓約された『神の平和』*pax dei*（一〇三八年）である。それはやがて特定の時期を定めた武力の不行使誓約、『神の休戦』*trêve dei*に発展する。最も大規模な神の休戦はウルバヌス二世が一〇九五年、第一回十字軍に際して発したものであろう。神の平和と休戦はこれに参加した人々を一個の誓約共同体に結びつけるもので、この誓約に対する違反は共同体に対する罪になる。これが教会中心の平和運動を生み

出した最も注目すべき成果であるが、この共同体に対する罪もそれに対する実質的で組織的な制裁を伴うことなしには効果をもたらさない。」一一頁。

「教会的平和運動のアイデアをうけつぎながら、しかもその欠陥を補ったのが世俗君侯の行った『国の平和』Landfriedeである。その最初の例は、教会の神の平和を諸侯権力による裏付けを与えたノルマンディ侯ウィリアムの平和令であろう。この平和令はノルマン征服とともにイギリスに持ち込まれ、封建国家内にはじめて平和立法を可能にする素地をつくった。それゆえにイギリスは他の諸国にさきがけて、封建制度を用いながら、しかも国王権力による国内平和の確保が可能となり、集団的国家への道を開くことができた。その本格的な発展はしかし、プランタジネット朝のヘンリー二世の登場をまたねばならない。」一二頁。

「フランスにおいては有力な封建諸侯が各個にこのような平和確保の道を開いたが、多少とも全国的に妥当する平和令の施行は一二世紀のルイ九世の治世に大きい発展を示す。」「これに対しドイツではハインリヒ四世が一〇八五年に最初の国内平和令——ただし形式上は『神の平和』——を布き、一二世紀半ば以降ホーエンシュタウフェンの君主によって進展させられる。」一二頁。

「国内平和令に関して重要なものは、これが一種の治安立法として合意・制定されたとき、その法の維持を効果的に行なうものが誰かということである。」「英仏ではそれは結局王権であり、国王の至上高権（プレロガティヴ）の基礎となった。」「ドイツではこれに反し、立法の主導権は王権にあったものの、ホーエンシュタウフェン朝の断絶とともに終局的に地方の封建大諸侯や帝国自由都市の手にうつった。ここにドイツにおける王権が名目的となり、諸邦分立を運命づけた理由があった。」一二頁。

「平和立法はそれ自体としては絶対制的な権力集中への志向をもつものであるが、その第一段階は、封建的ヒイラルヒーの一元的整序である。」「これが一般的にいつて一三世紀の実情であった。しかしこの程度の達成によっても封建国家の非完結制の克服に十分なものがあり、国際間の封建関係の抑制・整理とともに国家の統一性は明確となる。」一二頁。

「ここに二つの問題が起こる。」「一つは諸国家をこえる普遍的権力の存在する余地の減少・消滅であり、歴史上の事実としては一三世紀後半にはじまる皇帝権、ついで法王権の急速な衰退となってあらわれる。」一二頁。「その二つは、封建的ヒイラルヒーをこえた、王権の伸長が、やがて、王権に対する個々の反抗あるいは一時的な連合的反抗を行なうにとどまっていた封建権力のルースな組織を、王権に対する恒久的な合同フロントにまで組織化させたことである。」一二―三頁。「そこには封建的身分制議会の真の出発点がある。」「しかしそれは王個人ではなく、王権ないし王国の国務の増加とともに必要となる租税調達・租税協賛の機関としてこの会議をつくり、これを利用しようとした国王制のイニシアティヴのあったことも併せて考えねばならぬ。しかしこの問題は、ローマ教会における公会議主義のそれとともに、むしろ一四・一五世紀の問題にぞくする。」一二三頁。

(9)

その萌芽は、自然法思想家の一人であるグロティウスに求めると言えるかも知れない。

なお、現在の到達点は、現実的保障の問題としてはともかく観念的には国際人権規約が表示しているものといえよう。

(10) 山内進、前掲一三九頁以下「第三章 物の掠奪」。

(11) キリスト教の立場として「マタイによる福音書」を挙げるものもある。「もし、だれかが、あなたの右の頬を打つなら、ほかの頬を向けてやりなさい」、「剣をとる者はみな、剣に滅びる」。山内進、前掲一四三頁以下参照。

(12) 山内進、前掲。彼のアウグスティヌスへの言及箇所の中でも、一四六―五一頁「2 アウグスティヌスとグラティアヌス」の箇所参照。ここでは、前出注(1)のキリスト教大典の引用文中の旧約聖書申命記第二〇章が取り上げられている。

なお、アウグスティヌスの見解は、しばしば正戦と掠奪の問題が結びつけられており、山内が、それについて以下の如く摘示している点は、本題から離れるが付記しておきたい。すなわち、

「この事実が意味すること（拙注「掠奪の合法性」）は、いわば先験的な論理の支配しうる場においてすら掠奪が正当とされた、ということからである。」「おそらく、これは二つの意味で語られうるであろう。」「一つは、アウグスティヌスをはじめとするような中世キリスト教の世界観そのものが正戦↓掠奪の論理を内に含んでおり、その限りで合法的掠奪の論理と倫理を中・近世ヨーロッパ世界の人々の心のなかに植えつけた、ということである。」「もう一つは、逆に福音の教えに忠実であろうとしたキリスト教の理論家たちですら、激情的で暴力的な時代の共通感覚、それに特有の意味からのがれることができず、まるで無意識のうちにその枠のなかで思考した、ということである。」「一六〇頁。それは、掠奪だけを目的とする戦争は正戦ではないが、反対に、正戦ならば掠奪を正当化するところの思考を含むものであり、ここに、正戦と非正戦を区別する重要なモメントを見出しているものといえる。

なおまた、「四 不可侵なるものに関する神学理論」「1 アウグスティヌス」の項で、山内は、アウグスティヌスの個人的次元での「暴力」否定論を紹介している。山内がアウグスティヌスの所説として引用している文章は、わが国での訳本『アウグスティヌス著作集3初期哲学論集(3)』、教文館、一九八九年、九二頁以下のもので、「第五章 法律はすべて正しいか。人間の法と神の法について」の問題を取り扱った箇所のものであるが、それは「法」と「力」を考へる場合に考慮せねばならぬ問題に言及している。しかし、山内は、この箇所と戦争論を結びつけ、以下の如く摘示している点は示唆に富む。すなわち、

「アウグスティヌスは、オリゲネスやラクタンティウスのような徹底した平和主義者ではなかった。彼は、その平和主義をあくまで個人や私人の次元にとどめ、『法律』の体現されるような公的な分野では実力行使することの正当性をむしろ強調した。まさに平和のための武力行使としての戦争は『法律』にかなう正戦であり、それはむしろ神の意志に合致するものであった。」「二八一―二二頁。「したがって、アウグスティヌスにとって決定的に重要なのは、正義それも神の正義との関わりであった。正しい戦争とは、そのような神の正義の侵犯者に対する鉄槌を意味した。そうであるからこそ、その戦争は正しいのである。」「二八二頁。

そこでは、「公」と「私」の領域を分けることによって、力の行使の正当性の判断基準を変えていると山内は指摘する。そして、さらに、山内は、そのことのために、「罪なき人々」の生命の不可侵性が視野外におかれ、その担保の実効性が欠如してくることに

指摘も三一〇頁で行っていることも付言しておきたい。

なおカウフマン、前掲三八頁参照。「『正義に適った戦争』の理論の生みの親は、アウグスティヌスである。彼によれば、『正義の戦い *bellum iustum*』が問題になるのは、戦争が侵害された法 *Recht* を回復するための手段として役立ち、したがって、戦争が正義に適った目標を追求し、そのために用いられる方法が適法なときだけである。トマス・アキナスは、この教義を本質的に引く継ぎはしたのであるが、しかし、もっと鈍化したのである。」このトマスへの継承点については、山内進・前掲一五三頁以下、二八五頁以下参照。

さらに鯖田豊之、『ヨーロッパ中世』、河出書房新社、一九八九年、六四頁以下「聖戦の名にかくれて」参照。ここでは十字軍を媒介にして、ヨーロッパ人の戦争観の転換が行なわれたことを指摘している。

なおキリスト教の正戦論の系譜は、アウグスティヌス、インドル、グラチアヌス、トマス・アキナスから、ビトリア、スアレスによって展開されてくるといわれる。大沼保昭編、『戦争と平和の法—フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』、東信堂、一九八七年、一一五頁「第四章 戦争」（大沼保昭執筆）。「もっとも、スコラの正戦論にあっても、実力による正当防衛の許容性はほぼ自明のこととしてほとんど問題にされなかった」という。

(13) 山内進、前掲一四九頁。グラティアヌスは、アウグスティヌスの他にもインドルスの正戦論の定義をとり入れていることを指摘し、紹介している。すなわち、

「正戦 (*Iustum bellum*) とは、損害賠償を求めるか敵を退けるために、予告 (*ex praedicto*) にもとづいて行われるものである。不正な戦争 (*Iniustum bellum*) とは、正当な理由によらないで、凶暴のゆえにはじめられるものである……『すなわち、敵に報復するか、敵を退けるためでなければ、正義は決してなされえない。』」一四九頁。

「このインドルスの定義は、彼自身が明らかにしているように、ローマ的、キケロ的な正戦観を受け継いでいる。したがって、ここにはキリスト教的要素は殆どない。」「しかし、グラティアヌスは、この定義をもあえて採用することによって正戦の観念に大きな広がりを与えることになった。」「アウグスティヌスの見解とあいまって、これは、今日に至るまで根強く存在し続けている、正当戦争というヨーロッパ的法観念の論拠となったのである。」一四九頁。

ここで私見として、まず指摘しておきたいことは、カノン法、教会裁判所体制が戦争に対して「平和」観念を助成したことに触れたが、それは同時に、戦争について「正当なる戦争」と然らざる戦争の観念の区別をもたらしたということである。ことに十字軍遠征にとつてはその観念は不可欠であったろう。悪か否かの問題がたとえアウグスティヌス以来の問題であるにしても、この一一、一二世紀における戦争概念についての選別は特殊重要性を帯びていたといえよう。拙稿、前掲三卷二号一〇頁以下参照。そこでは強く正当性の問題が絡んでいたからである。

(14) ジャン・フロリ、『中世フランスの騎士』、クセジュ、新倉俊一訳、白水社、一九九八年。その第四章「公教会、戦争、戦士」では、「I 支配的イデオロギー」「II 公教会と戦争」「III 公教会と戦士たち」「IV 戦争の聖化」「V 公教会、王侯と平和」の項目を掲げている。

(15) P・ウルリヤクII・L・ガザニガ、「フランスにおけるローマ法の浸透と統一私法の形成」(埴浩著作集II所収)、五三九頁。

(16) 前出注(1)参照。cf. Robinson, op. cit., p. 80.

また河上倫逸IIハーダー編、前掲[3]ドイツの平和概念の発展]二七頁では、「偉大な神学者であったアウグスティヌス Augustinus (三五四―四三〇)は、その著『神の国 De civitate Dei』の一九巻において、武力と支配によって、非常の場合には『正義の闘い bellum iustum』によって平和が保障される世俗の領域と、俗界の駆引の可能性が排除された、宗教的平和を待望する領域との間を、厳格に区別したのである。」と指摘している。但し、このアウグスティヌス『神の国』一九巻は『アウグスティヌス著作集15』、一九八三年、教文館『神の国』(5)に所収されている。とくに一章以下参照。ここでは「正しい戦争」という言葉がでてくるが(六七頁)、必ずしも本文の如く、正当な戦争の論拠づけをしたという指摘ができるかどうかは、なお疑問の余地がある。前出、注(12)参照。ここでは、「平和」の意味を強調することに主眼点をおいているといえよう。

(17) 拙稿、前掲三巻二号四九頁、五三頁、前掲六巻一号六八頁以下参照。しかし、後者でも、「第三款 教会世俗裁判権の論理とそれへの挑戦」の項へ譲るとした。

(18) デクレティストそのものについては、次項「(二)世俗権力の正当化と聖職者の係わり方―「権威」と「権力」の癒着の理論的契機」で瞥見する。ここでは、「正当な戦争」の問題に限定する。cf. Robinson, op. cit., p. 81.

「Rufinusは、三つの要件を指定した。戦争を宣告するものは、正当な権威―すなわち、単なる領主ではなく、君主―をもつものとする。相手方が力の手段に値する何かに有責でなければならぬ。現実の戦士は相応する動機に適合しているものであり、かつ、それによって鼓吹されたものでなければならない。」八一頁。

「Stephen of Tournaiは、戦争は、攻撃者が正しくあり、防御者が悪しき立場にあるという二つの根拠、あるいは、それらの内の一つの根拠に基づいて正当化される、と指摘した。戦争は、有責の当事者に対して戦わなければならない。悪意からの場合は、戦争を開始したものに正当性が欠如することになる。防禦者が罰に値する場合でも、その戦争は一方的な正当であり、あるいは正当化されたものとなった。」八一頁。

(19) Robinson, op. cit., p. 81. 「フグチオは、不法行為者における犯罪ないし罪障 *stigma* の処罰から、固有の権威の維持へ焦点を転換させた。彼ら自身の侵害を報復する人々は罪障の責を負うことになる。但し、その人々が裁判上の権威に基づいて行為する場合は別である。フグチオは、授業する際に、直接聖職者が参加して戦う戦争としては、あるいは、敵が、戦争参加に値する程激的なものではな

かった場合には、自己防衛の戦争とは区別されたものとして、攻撃戦争は正当化されないものとした。「しかし、シティは、個人と異なり、それ自身の権威で自己を防衛することができえたらう。そして、自由通行の否認は、正当な事由と考えられた。この教義は、十字軍を正当化する根拠として、エルサレムに適用された。」「皇帝が反乱する臣下に対して戦争をすることは正当化された。彼はまた差し押さえられている喪失財産を回復する戦争を本来的に権威づけえたらう。」八一頁。

フグチオについては、なお後述するが、ここでは、モラル、前掲「中世の政治思想」七四―五頁のみを紹介したい。

「われわれが前期教会法学者（デクレティスト）についての現在の不完全な知識（彼らの著作の大部分は未だ未写本のままである）から判断する限り、一二世紀の教会法学者（カノニスト）が皇帝のなかに集約されたものとみなした世俗権力に対する教会の管理の問題については、彼らの間には二つの学派が存在したように思われる。」「教皇権による聖ペテロの鍵の所有は、ひとつの学派からいえば、少なくとも皇帝の地位を確立する権利を含むものであると解釈された。『スンマ・リップシエンシス』(Summa Lipsiensis, 1186)は教皇が皇帝に物質剣を賦与したので、彼はまた皇帝を廃位することによって彼からその権力を剝奪することができるという意見を主張している。『スンマ』そのものは人民による帝権の剝奪というグレゴリウスの理念を支持し、教皇権による皇帝の廃位の役割を、皇帝から彼の臣民の忠誠を取り消すことを必然化する破門という最初の政治に制限することを好んでいる。」七四頁。

「フグチオは明らかにゲラシウスの真の意図通りに、二つの権威を分離するが、もし皇帝が誤りを犯す場合、世俗の問題においてさえ皇帝を審判する権利を教皇に認めている。」「彼はこのことを正当化する場合に、皇帝は彼以上のいかなる世俗の優越者もっていないので、彼の犯す不正を訴える相手がいないと言いうことに基礎を置いている。」七四―五頁。「だから、教権 (Sacerdotium) という上位の階層秩序の長として、教皇は正義をもたらすことを要請されているのだ。」と。

しかし同時に、「フグチオの主張のこのまったく封建的な調子はまた、皇帝のもつ世俗の諸君主を審判し廃位する権利を教皇権に認めていないことにも示されている。」「というのは、これらの君主たちは彼ら自身の階層秩序内に、彼ら固有の法的優越者もっているからである。」七五頁。この説は、世俗社会内で、上級の審判権が存在する場合には、教皇にはその審理権は認められないという、封建的階層的原理に立った見解であるということになる。

(20) Robinson, op. cit., p. 81. 「デクレタリストは、正当の戦争の概念をより体系的にしようとした。」という。

たとえば、「スペイン人の Lawrence (Laurentius) (d. 1248) は、戦争の正義が評価されうる五つの基準を与えた。第一は、戦争を戦う人は、世俗人でなければならぬ。第二は、戦争の目的は、パトリア Patria (人の生国) の防衛であるか、あるいは奪われた物の回復でなければならない。第三は、ただ必要なものだけが、戦争を正当なものとする。第四に、処罰を望むことはそれだけでは正当化せしめるものではない。第五は、君主の権威に基づいて戦争は戦われねばならない。」八一頁。また、「Teutonicus (Teutonicus, Johannes (John) はそれらを採択した。」さらに「Raymond of Peñaforte (c. 1175~1240) もそれらを採択したが、

それらすべて五つがみたまされねばならないと指摘した。Raymondはまた、いかなるものも、いかに彼の事由が正当であろうとも、意図的に最小限の範囲を超えるものは破門されねばならないと考えた。彼は、この範囲は人の防衛におけるよりも財産の防衛における場合はより低い基準になると教えた。」八一―二頁。さらにまた、「Hostiensis (Henry of Susa, 1200-71)は、福音書の命令を豊かにするため、すべてのキリスト教徒、家族の紐帯間の有力な関係を意味するようローマ法のテキストを使用した。彼の見解は、皇帝あるいは教皇に、正当な戦争のための正当性をもつ権威を限定することを意図していた。」八一―二頁。

鯖田豊之、前掲「ヨーロッパ中世」、二八四頁以下「聖戦の名にかくれて」では次の如き指摘がある。すなわち、

「ヨーロッパ人の劣等感が優越感に転換する過程は、同時にキリスト教がヨーロッパの宗教として定着する過程でもあったという事実である。」二八四頁。しかし、「キリスト教の内容とと思われるものも、多くは、キリスト教がヨーロッパの宗教となる過程で歴史的に形成された。ヨーロッパ人の優越感のみなもとをいきなりキリスト教に求めることはできない。」二八五頁。「キリスト教の戦争観をみると、このことはいちだと明らかになる。」「無抵抗主義がひたすら強調され、戦争は徹底的に否定された。」「こんな調子のキリスト教がそのままヨーロッパに広まったのでは、とても、ヨーロッパ人の劣等感をぬぐい去りようがないのではあるまいか。」二八五頁。

「ところが、キリスト教がヨーロッパの宗教になりだすと、少しずつ事態が変わってきた。」「異教徒あいての戦争は、防衛的であれ、攻撃的であれ、ひとしく神の意志にかなう『聖戦』であるとの主張があいついであらわれるようになった。」二八五頁。「はじめのうちはこれらの主張に反対する勢力も強かったが、時とともに、聖戦の正当性を認める人たちがふえていった。」二八五―六頁。「ウルバン二世の十字軍の提唱は、こうした聖戦観念発達の延長線上の出来事だった。十字軍こそ、聖戦中の聖戦たるべきものだったのである。」二八六頁。

「いいかえれば、キリスト教がヨーロッパの宗教になると平行して、ヨーロッパ人が優越感もちだしたようにみえるのは、そのあいだにキリスト教が聖戦観念を育てたからである。」「聖戦といっても、キリスト教徒のがわからのことで、聖戦の対象になる異教徒にすれば迷惑至極なはなしである。」「しかし、そうした迷惑におかまいなしに、異教徒の討伐は神の意志にかなうとの立場に到達しはじめて、ヨーロッパ人は自分たちがほかのだれよりもすぐれていると確信できたのである。」「二八六頁。

「こうなると、ヨーロッパ人同志の戦争と異教徒あいての戦争とは、はっきり別ものである。」「ヨーロッパ人同志の戦争は一種の『気晴らし』、一種のスポーツだったが、異教徒あいての聖戦はそうではない。徹底的に相手を屈服させることが肝要である。ヨーロッパ人同志のときのようにな騎士道精神のはたらく余地はない。」「異教徒をひとりでも多く殺すことがむしろ期待されたりする。一〇九九年のイエルサレムの悲劇は、単にヨーロッパ人の海外事情にたいする無知だけでなく、こうした独善的な聖戦観念からきたものである。」「二八六―七頁。

もつとも、十字軍と諸国の対応は一応ではなく、熱心なのはフランス王、非協力的なのが神聖ローマ皇帝であったという。鯖田、前掲二九二頁以下「見はてぬ夢」参照。

なおヘーゲル、『歴史哲学講義』（上下）、長谷川宏訳、岩波文庫、とくに「第四節 ゲルマン世界」「第三篇 中世」(下)二七四頁以下「第二章 十字軍の遠征」は、十字軍そのものに対する「理性論」からの批判的考察が展開されており、一つの示唆を与えている。

(21) 今野国雄『ヨーロッパ中世の心』、NHK出版。一九九七年、一六二―一三頁。

(22) 今野国雄、前掲「ヨーロッパ中世の心」、一六三頁以下。

(23) Robinson, op. cit., p. 82.

(24) Robinson, op. cit., p. 82.

(25) 山内進、前掲。本書はかかる問題を正面から取り上げた数少ない研究書であると思われる。cf. Robinson, op. cit., p. 82~3.

(26) Robinson, op. cit., p. 82. その他のカノニストの意見として、前出注(20)でも触れた「Teutonicus」は、領土の暴虐を犯すことを命じるものに従うことを禁止したという。

(27) パコー、前掲「テオクラシー」一八二頁。

(28) パコー、前掲一八一頁。なお橋口倫介、「聖ルイの十字軍―その心性史考察」(橋口倫介教授還暦記念論文集『西洋中世のキリスト教と社会』所収)、刀水書房、一九八三年、二二〇頁以下。

(29) パコー、同前。

(30) パコー、前掲一八二頁。なおグザヴィエ・ド・モンクロ、「フランス宗教史」、波木居純一訳、白水社、一九九七年、四一頁以下「巡礼、十字軍、宣教」。

(31) その点、ローマ教会が今日反省していると言われる点は、新聞報道によるのみで、詳らかではないが、留意しておきたい。朝日新聞、二〇〇〇年三月九日朝刊、『カトリックの罪総括』。「ローマ支局八日」ローマ法王庁(バチカン)は七日、キリスト教会の分裂、十字軍、異端審問、反ユダヤ主義など、カトリック教会や信者団体がかかわった歴史的な罪を神学的な立場から総括する文書を発表した。法王ヨハネ・パウロ二世は、この文書をもとに、教会の罪を認め、許しを求める特別ミサを一二日にサンピエトロ寺院で開く。」

(32) 拙稿、前掲三卷二号一〇頁以下。

(33) Robinson, op. cit., p. 83 [5. 7. 1]

(34) 現代でも「服従」論は、一つの争点になっているが、「服従」論は「同意」論に対比されるものとして取り扱われる。また、「服従」論は、「征服」論とは次元を異にするものであるが、密接に関連する側面をもつ。現代の問題点について、ed. Peter Fit-

zpatrik, *Dangerous Supplements Resistance and Renewal in Jurisprudence*, 1991, pp. 21~2. 27, (by Fitzpatrick), p. 204 (by Anthony Carty); H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 2nd, 1994, p. 110 et seq. とくに法システムの基礎としての「新しい問題」として取り扱う。ただ、この問題には深入りはないが、近代社会において、ベンタムの「服従」論は興味深い。J. Bentham, *Of Laws in General*, ed by H. L. A. Hart, 1970, pp. 68~70, 133~148. この点に関するハートの解説としては、H. L. A. Hart, *Essays on Bentham — Jurisprudence and Political Theory*, 1982, p. 228 et seq. なお市民的服従論の先駆としてのホッブズの説については、高野清弘『トマス・ホッブズの政治思想』、御茶の水書房、一九九〇年、一一頁以下、特に「第一章 神と国家」「二 神への服従と人間への服従」の項参照。ホッブズは『レヴァイアタン』の第四三章の冒頭で、「神と人間とに同時に服従することの困難」の問題を取り上げている。そして神の命令の優越を説いている。

(35) この点は、すでに各所において言及してきた。すなわち、「平和」的観念の普及から、「平和裁判権」の概念が抬頭してくる。たとえば、ミッターイスリーベリッヒ、前掲二八九頁以下参照。

(36) パコーは、イノケンティウス三世時代に、一二世紀と異なった立場で、教会の世俗権力支配の論理を展開させた三つの例を挙げている。その一つは神聖ローマ帝国における皇帝候補者選出の場合における介入の態様についてである。そして、第二に、同じ論理が、イギリスのジョン王の廃位について用いられることを指摘する。第三は、カタリ派を擁護したトゥールーズ伯レイモン六世の封土没収の事例の同質性の指摘である。パコー、前掲一八五—一九頁。そしてその論理は、結局先の十字軍の聖地に対する宗主権の主張と一脈通ずるものがあると指摘する。前掲一七六頁以下、一八二—一八五頁。

なおポニファティウス八世時代になると、これらの教説が時代に適応できぬものになってくることも付言しておきたい。

「一般的にみて、世俗的権力の性格および帝国の起源という本質的問題に関して、ポニファチウス（八世、在位一二九四—一三〇三年）の考えは一三世紀のそれに一致している。」二二八頁。

「ポニファチウス理論は二つの表現法に帰結する。」「一方では、教皇は霊的問題に関する絶対的指導権を有する。そしてこの資格により霊的教会的およびそれに付随するすべての立場によって全ての人のびとを裁定するのである。」「他方では、教皇は世俗領域の中で究極的に権威を所有する。なんとすれば、人間社会の中で生起する全ての事柄は教皇に関連するからである。それ故教皇は彼が欲する時に世俗権力を授与しそして取り上げるのである。」二一九頁。

そしてかかる教説は一四世紀の初頭二〇年間に急速に時代遅れになりはじめた。